

加東市子ども・子育て支援事業計画 素案

平成27年3月

加東市

目次

第1章 はじめに

1 計画策定の背景	1
2 計画の期間	3
3 計画の位置づけ	3

第2章 加東市の子ども・子育てに関する現状と課題

1 統計等から見る加東市の現状	4
2 ニーズ調査から見る加東市の現状	13
3 現状を踏まえた課題と今後の方向性	25

第3章 基本理念

1 基本理念	29
2 基本目標	29

第4章 施策の展開

1 施策体系	30
2 重点事業	32
3 具体的施策	35

第5章 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」..... 74

第6章 計画の推進のために

1 推進体制の確立.....	84
2 情報提供・周知.....	84
3 評価・検証	84

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化に対応するため、社会全体で子育てを支えるとともに、生活と仕事と子育ての調和を図る政策に取り組んできました。

しかし、少子化に歯止めをかけることは難しく、子どもの数は減少傾向にあります。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化に伴う子育て家庭の孤立、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大など、子どもや子育てをめぐる環境は、依然として厳しい状況が続いています。

これらの課題に対応するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、新たに「子ども・子育て支援新制度」が始まることになりました。

新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などを柱として、子ども・子育て支援のさらなる充実を目指しています。

本市においては、平成18年3月の合併以降、「加東市次世代育成支援行動計画」に基づき、地域に住む一人ひとりが子育てを支え、企業、学校、行政が子どもの成長をあたたかく見守り、応援するまちを目指してきました。

こうした取組を踏まえながら、子どもたちにとってふさわしい幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「子ども・子育て支援法」に基づく総合的な計画として、新たに「加東市子ども・子育て支援事業計画（以下、本計画）」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、就学前児童や小学生のおられる世帯にアンケート調査を実施し、得られたデータを参考にして課題等を設定しました。また、就学前教育・保育施設や子育て支援サービス等の利用ニーズを把握し、将来必要とされる量の見込みと、受け皿となる事業の確保方策を定めました。

今後、本計画に基づき、子ども・子育て支援に関する各種施策を推進するとともに、すべての子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現を目指していきます。

【子ども・子育て支援新制度のポイント】

●質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

保育所と幼稚園の良いところを一つにした「認定こども園」の普及を図ります。

●保育の量的拡大・確保

従来の保育所・幼稚園・認定こども園に加え、新制度では「地域型保育事業」が新設されることで、さまざまなタイプの保育施設の普及を推進します。

●地域の子ども・子育て支援の充実

さまざまなニーズに対応できるよう、「一時預かり」や「病児保育」など、多様な支援を充実します。

【子ども・子育て支援新制度における「給付」と「事業」の全体像】

子ども・子育て支援給付

施設型給付

○保育所 ○幼稚園 ○認定こども園

地域型保育給付

- 小規模保育（定員6～19人）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等で保育を行う。定員5人以下）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等で保育を行う）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等で保育を行う）

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2. 計画の期間

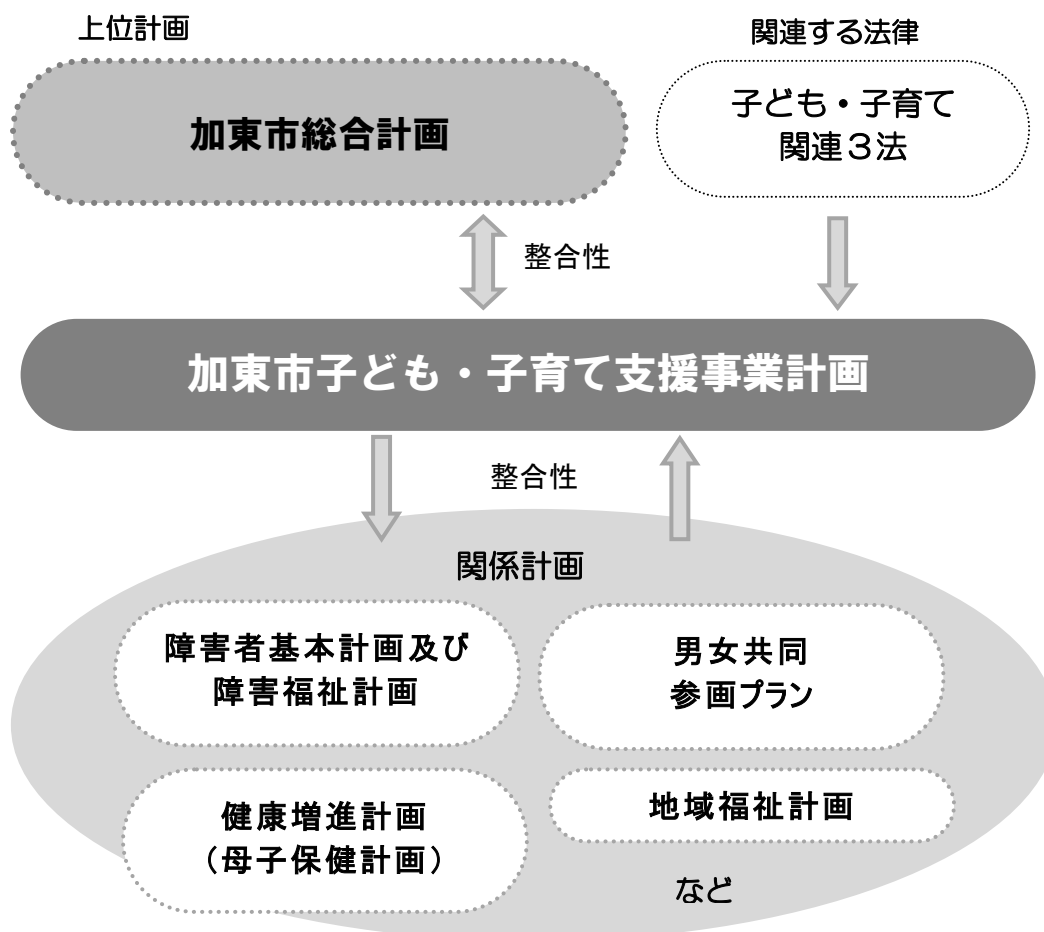
平成27年度から平成31年度までの5年間です。

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子育て家庭を対象として、加東市が今後進めていく子育て支援策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

さまざまな分野の取組を総合的・一体的に進めるため、上位計画である「加東市総合計画」や、「加東市障害者基本計画」及び「加東市障害福祉計画」、「加東市地域福祉計画」、「加東市健康増進計画」、「加東市男女共同参画プラン」等の部門計画との整合性を持って定めます。

また、平成26年度末で計画期間が終了する「加東市次世代育成支援行動計画」における取組についても、本計画に引き継ぎ、総合的な展開を図ります。



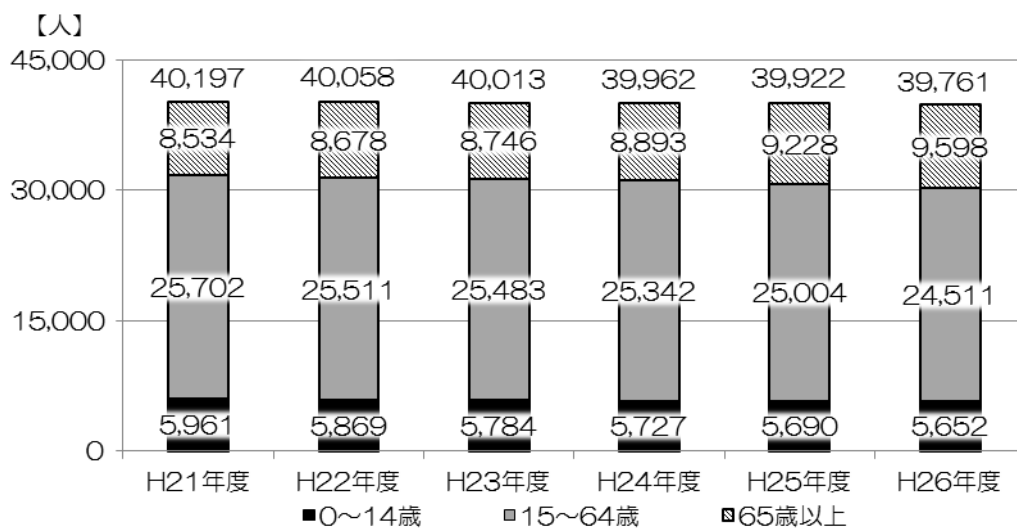
第2章 加東市の子ども・子育てに関する現状と課題

1. 統計等から見る加東市の現状

(1) 人口等の状況

■ 総人口の推移

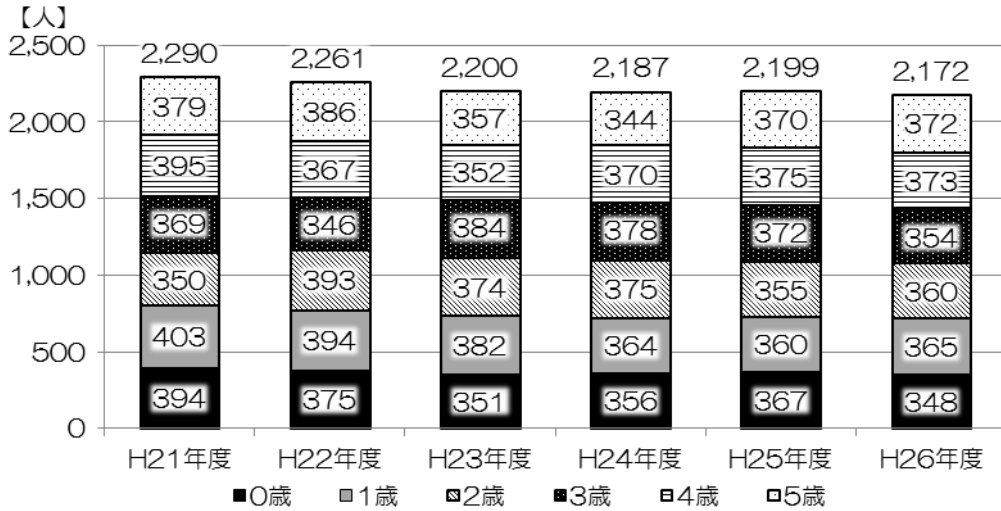
総人口はここ数年、ほぼ横ばいとなっています。しかし、子どもの割合が減少し、高齢者の割合が増加する、少子高齢化の進行が伺えます。



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

■就学前児童数の推移

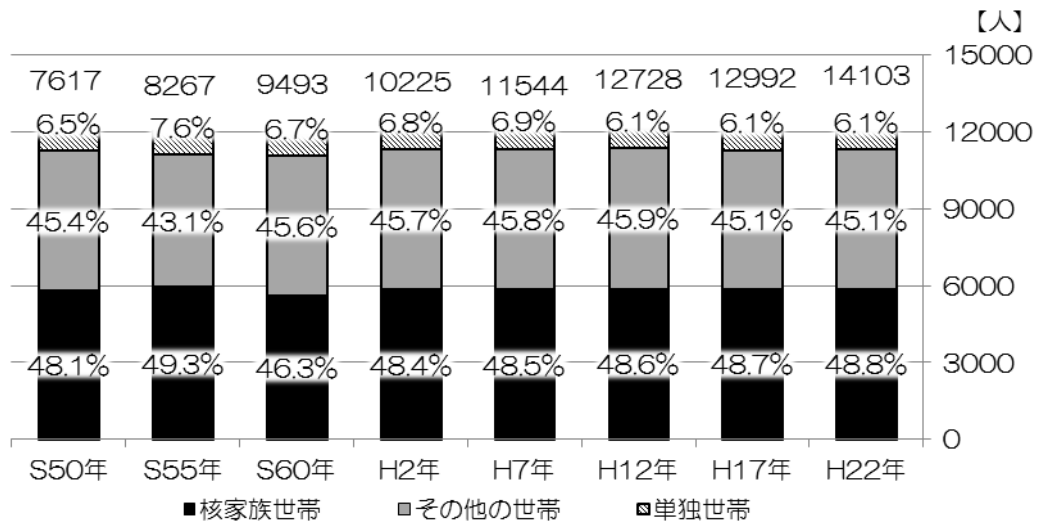
ここ数年では、横ばいから若干の減少がみられます。



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

■世帯数の推移

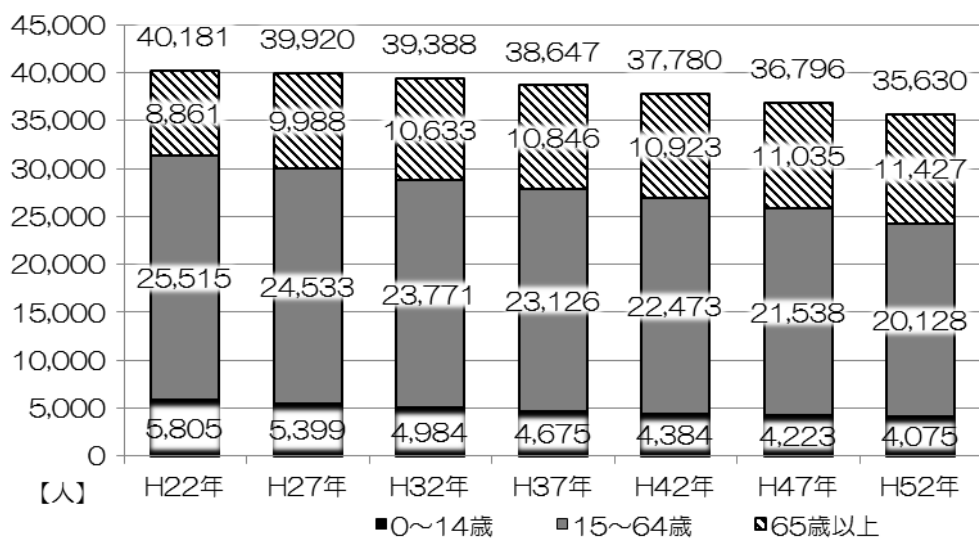
昭和50年と比較して核家族世帯数は約2倍、単独世帯数は約8倍に増加しています。核家族化や単独世帯化の進行に伴い、ライフスタイルも多様化していると考えられます。



資料：平成22年国勢調査

■将来人口予測

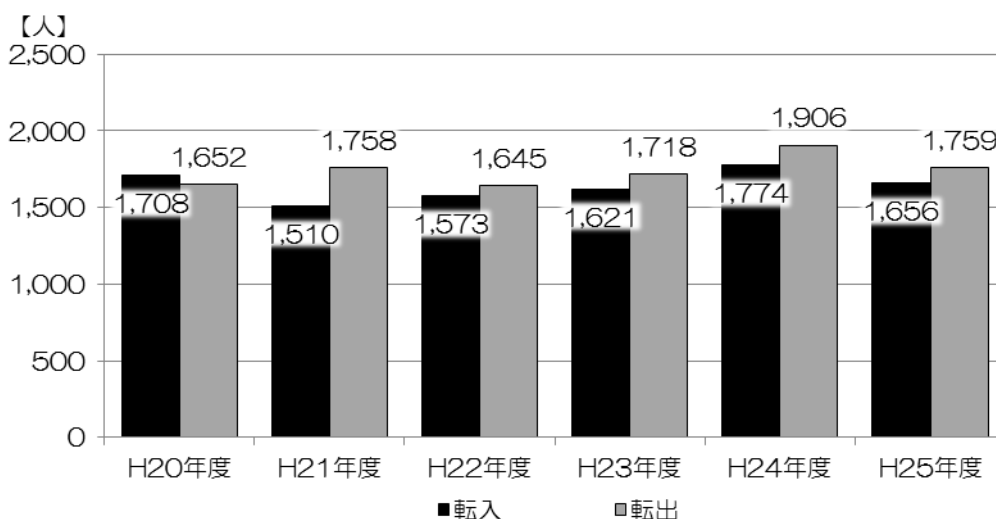
平成22年をピークに減少する予測となっています。0～14歳人口の割合は減少し、65歳以上人口が増大する少子高齢化の傾向を示しています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所による推計（平成25年3月推計）

■社会動態

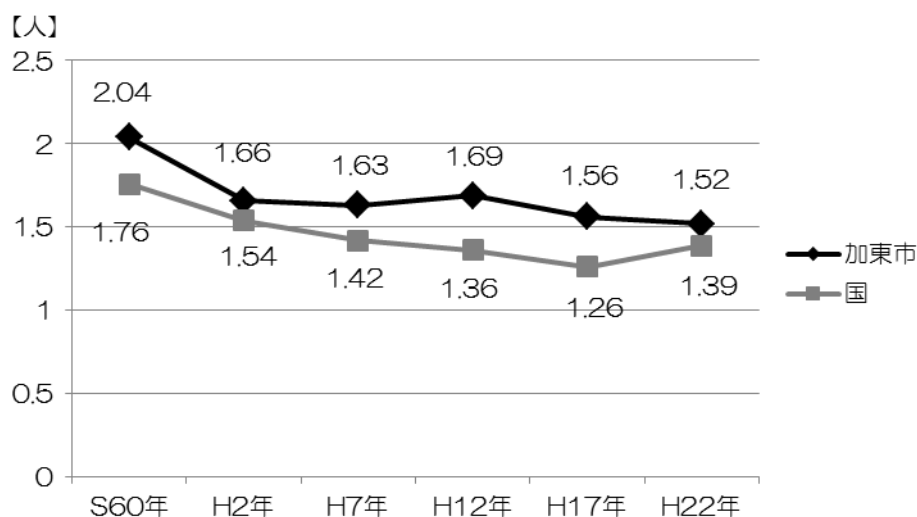
転入・転出による人口の移動を示す社会動態では、ここ数年、転出が転入を上回る状況が続いています。



資料：住民基本台帳

■合計特殊出生率

1人の女性が生涯に産む子どもの数の理論値である合計特殊出生率は、国の平均よりも高い水準で推移していますが、人口を一定の規模で保持する水準（2.08前後）を大きく下回っています。

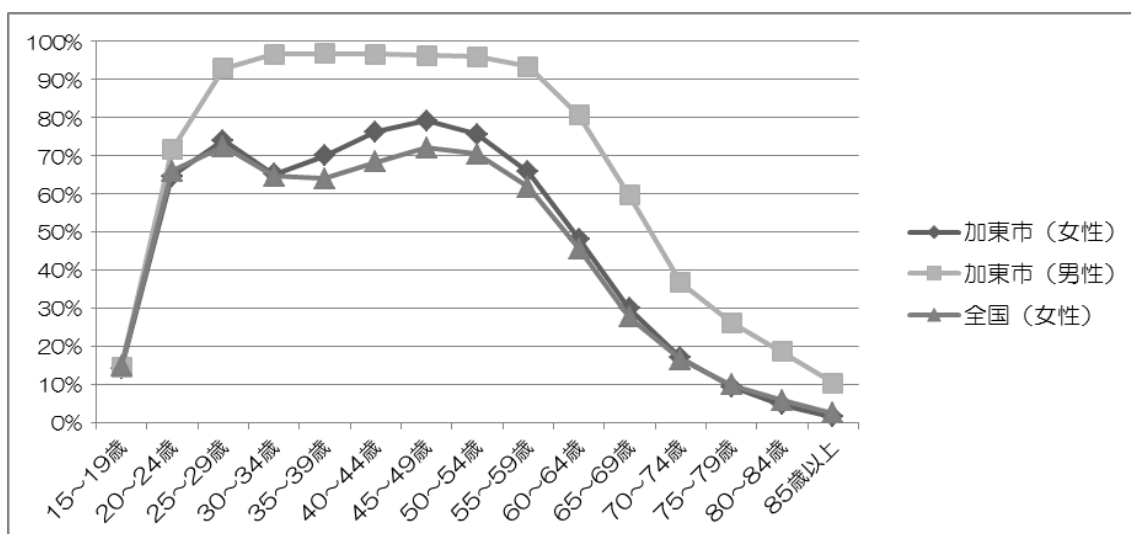


資料：平成 22 年国勢調査

■女性の就労

平成 22 年の国勢調査によると、加東市の女性の就労者の割合は、全国平均より大きくなっています。

ニーズ調査では、就学前児童を持つ母親のうち、「就労している（産休・育休・介護休暇中を含む）」と回答した割合が約6割でした。

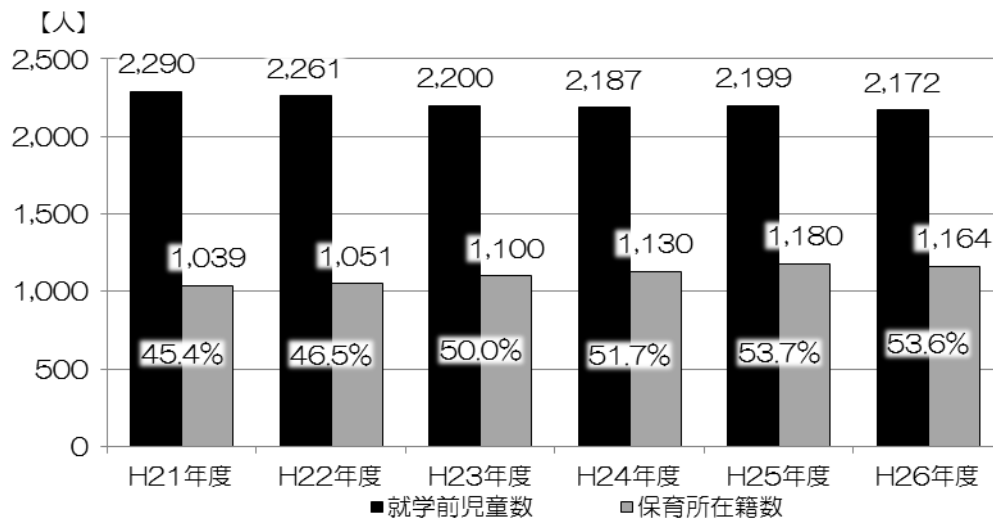


資料：平成 22 年国勢調査

(2) 保育所・幼稚園の状況

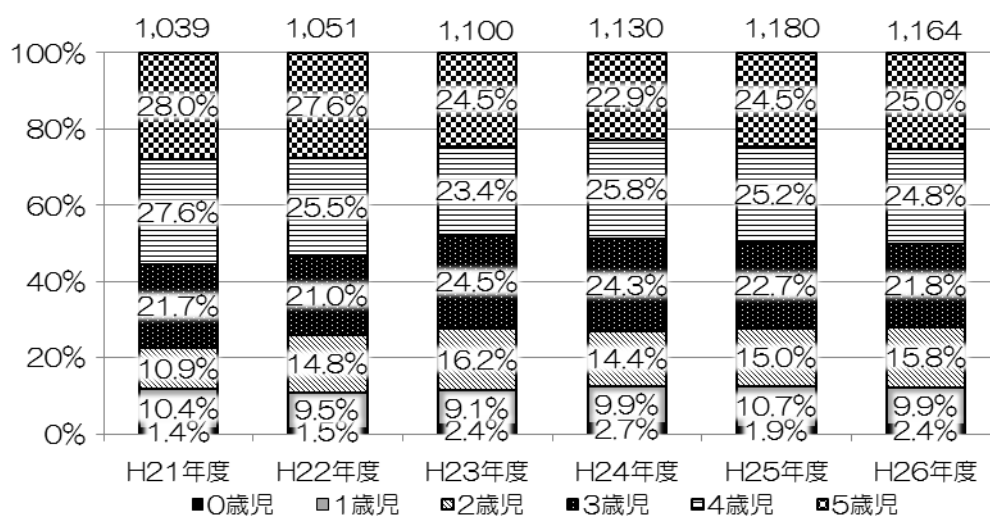
■就学前児童数と保育所在籍者数・割合（各年度4月1日時点）

就学前児童数が減少傾向であるのに対し、保育所の在籍者数は増加傾向にあります。



■保育所在籍者の年齢別割合（各年度4月1日時点）

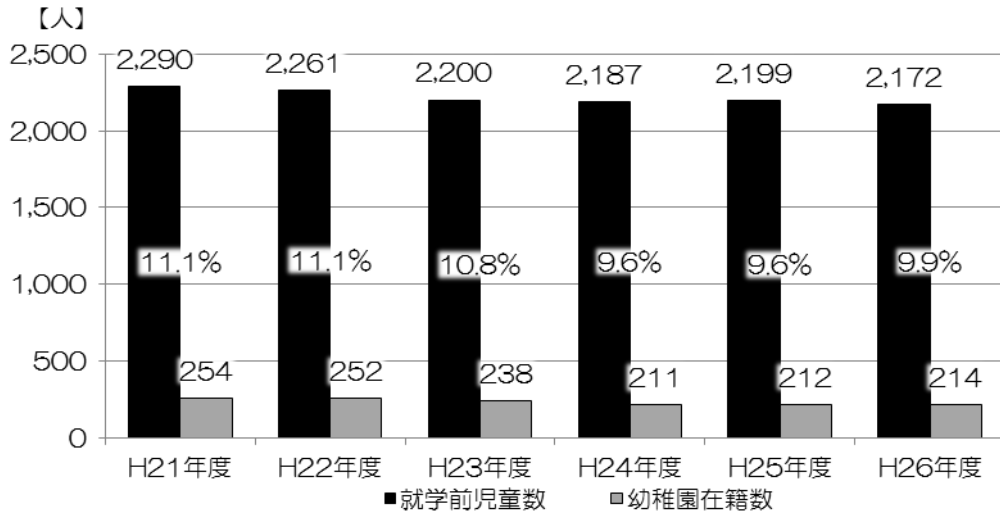
0～2歳児の割合が増加傾向にあり、早い時期から保育所に入所させる家庭が増加していることがわかります。



■就学前児童数と幼稚園在籍者数・割合

(各年度4月1日時点、兵庫教育大学附属幼稚園を含む)

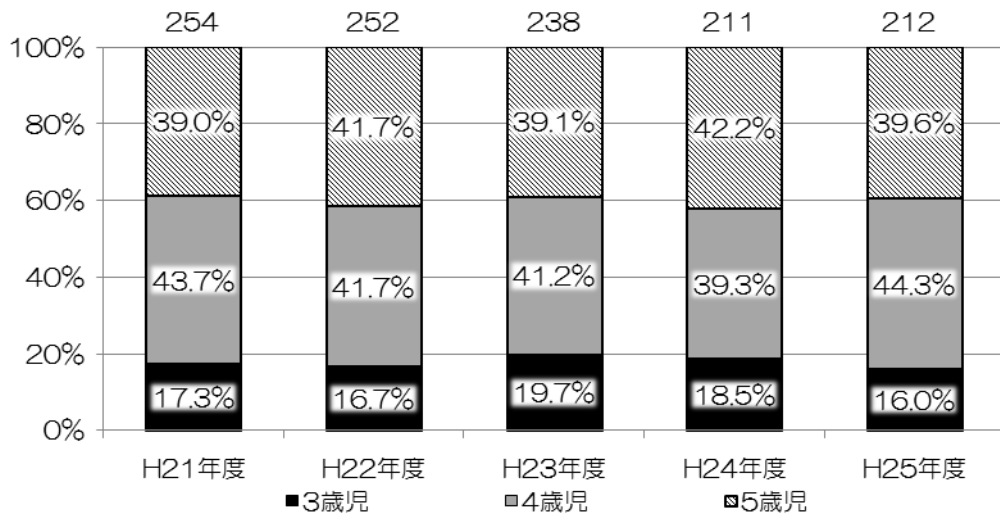
幼稚園の在籍者数は減少傾向にあります。



■幼稚園在籍者の年齢別割合

(各年度4月1日時点、3歳児は兵庫教育大学附属幼稚園のみ)

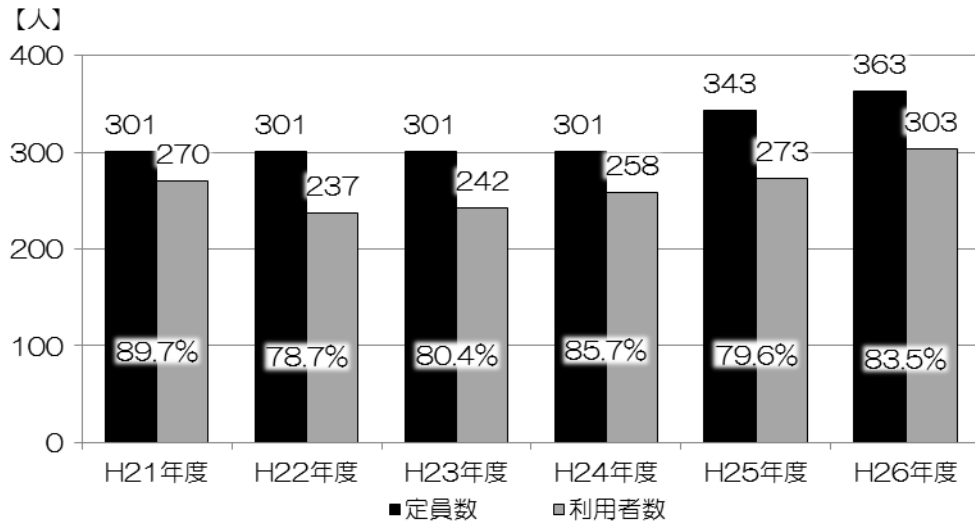
年度ごとに増減はありますが、目立った変化はみられません。



(3) アフタースクール（放課後児童健全育成事業）の状況

■定員と在籍者数・在籍割合（各年度4月1日時点）

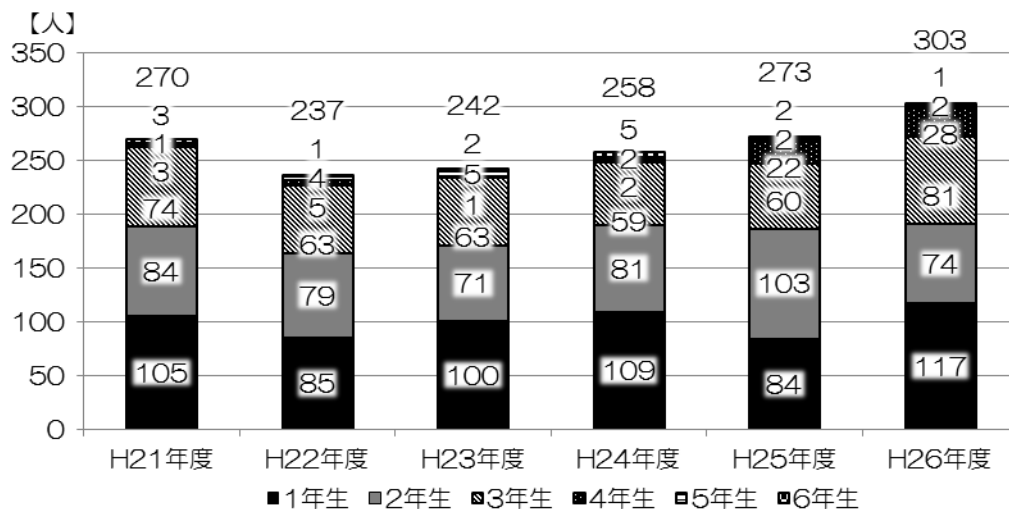
利用者数は増加傾向にあります。本市では、小学校4年生の受け入れに対応するためにも、平成25年度から社小学校区と東条東小学校区、平成26年度からは滝野東小学校区において、定員を増加しました。



■アフタースクールの年齢別在籍者数（各年度4月1日時点）

利用者は横ばいから増加の傾向にあります。平成25年度から、近隣市町に先駆けて小学校4年生の受け入れを開始しました。

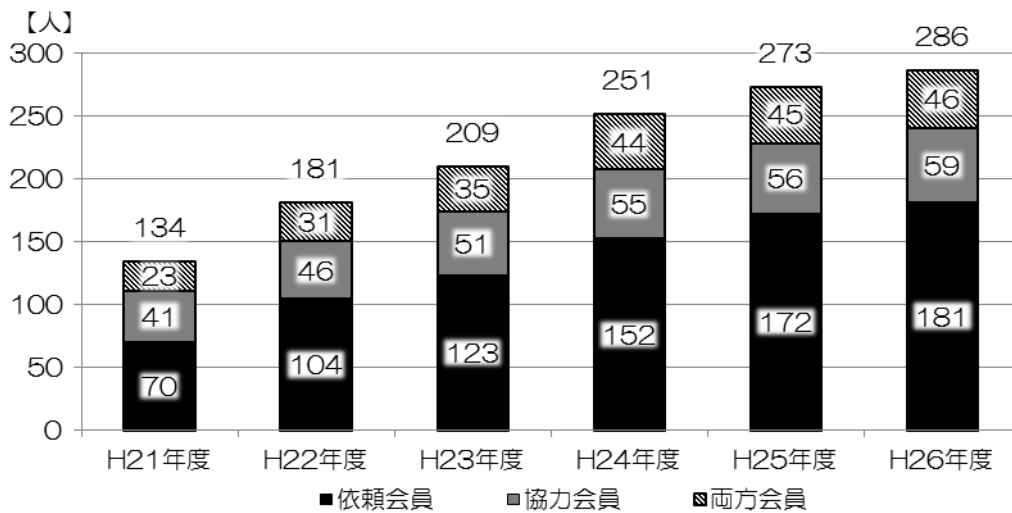
平成27年度からは、新制度のもと、小学校6年生までを受け入れることとなります。



(4) ファミリー・サポート・センターの状況

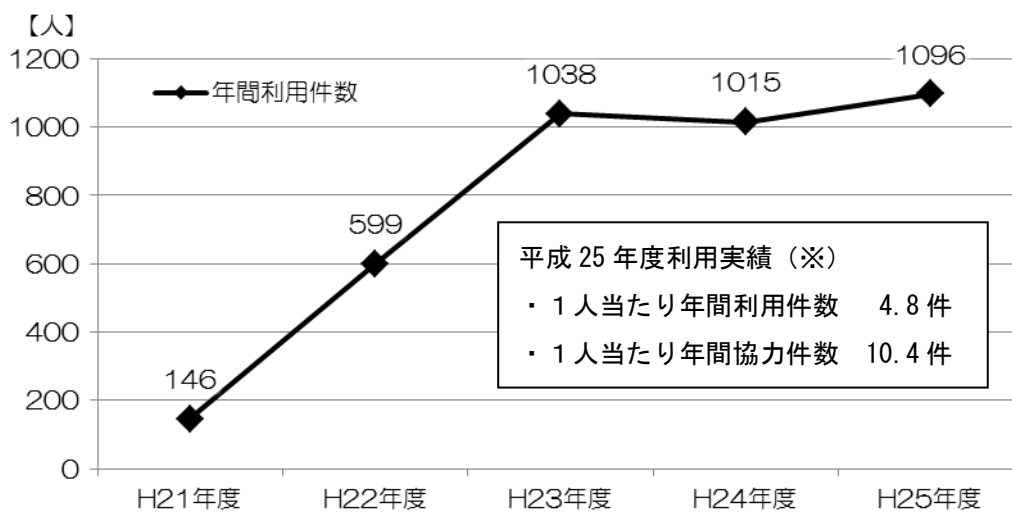
■会員数の推移 (各年度4月1日時点)

依頼会員数が年々増加しており、協力会員・両方会員の合計を大きく上回っています。



■ファミリー・サポート・センター利用件数の推移

事業の開始当初は、制度の認知度が高まるにつれて利用件数は増加しましたが、ここ数年は横ばい傾向にあります。



(※) 1人当たり年間利用件数=年間利用件数÷(依頼会員数+両方会員数)

1人当たり年間協力件数=年間利用件数÷(協力会員数+両方会員数)

(5) 児童館の状況

■来館者数の推移

設備・事業の充実に伴い、来館者数は年々増加しています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
社児童館やしろこどものいえ	31,345	38,129	43,934	41,047	45,682
滝野児童館きらら	12,276	16,540	14,290	17,415	17,770
東条鯉こいランド	2,899	4,957	6,388	4,939	5,612
合 計	46,520	59,626	64,612	63,401	69,064

(人)

2. ニーズ調査から見る加東市の現状

(1) 実施概要

子ども・子育てに関する実態とニーズを把握し、本計画の基礎資料とすることを目的として、「小学校入学までの子ども（就学前児童）」及び「小学生」の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

- 調査地域：市内全域
- 調査対象：小学生以下のお子さまのおられる世帯
- 調査期間：平成25年12月10日（火）～平成26年1月10日（金）
- 調査方法：郵送配布、郵送回収

	就学前児童	小学生
配付数	1,200	800
回収数	655	374
回収率	54.6%	46.8%

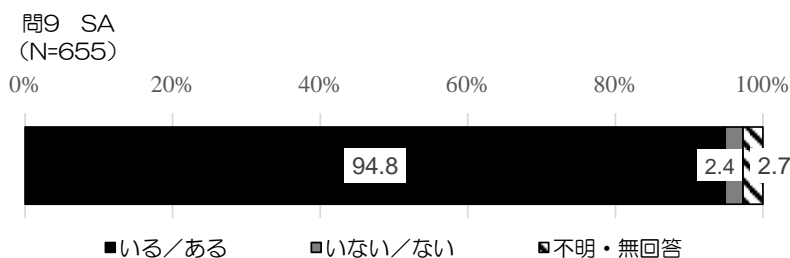
(2) 結果概要

①子育てを気軽に相談できる人の有無、相談先

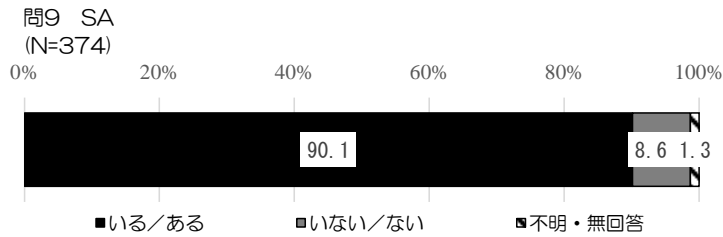
「子育てを気軽に相談できる人はいますか」という設問に対し、9割超の人が「いる/ある」と回答されています。一方で、子育てを気軽に相談する相手がない方もおられることや、「子育てに関して気軽に相談できる先」として「近所の人」を選択された方の割合が低いことから、子育て世帯の地域からの孤立が懸念されます。

- お子さまの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。
また、相談できる場所はありますか。

【就学前児童保護者】

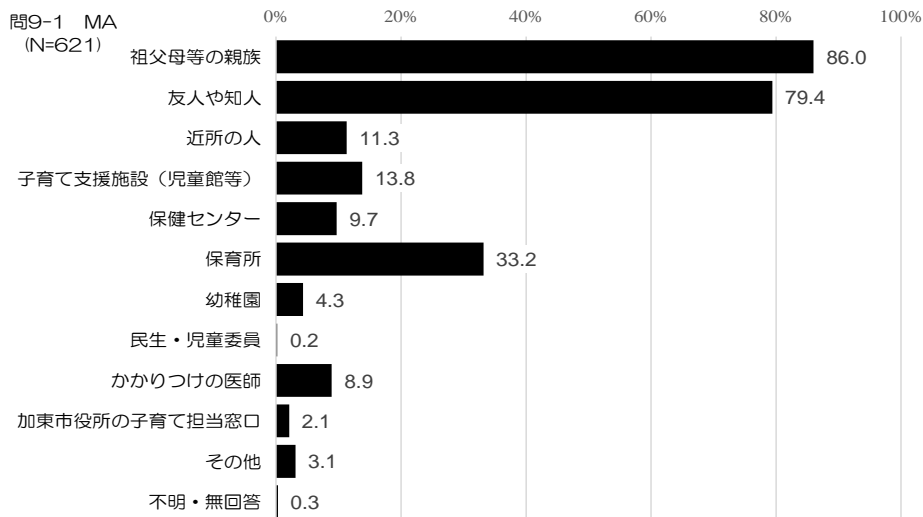


【小学生保護者】

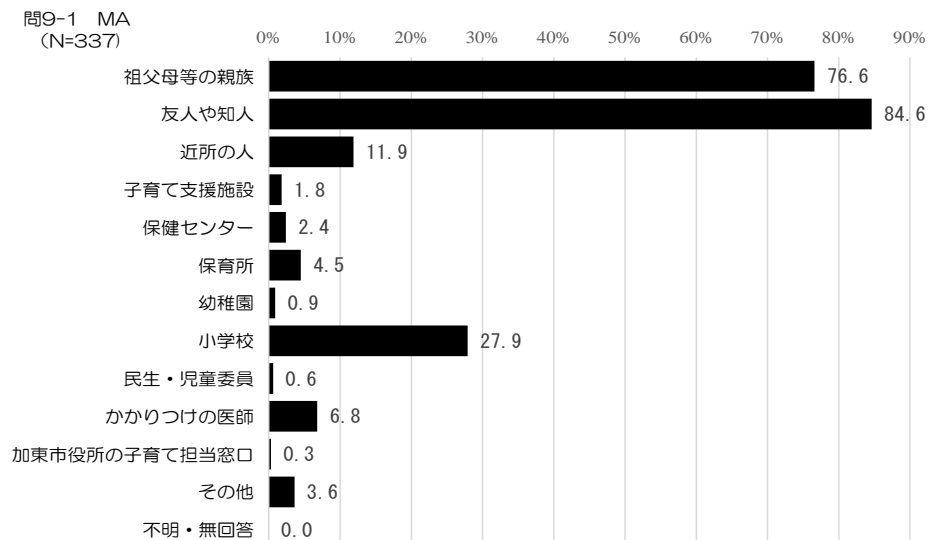


■お子さまの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（複数回答可）

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

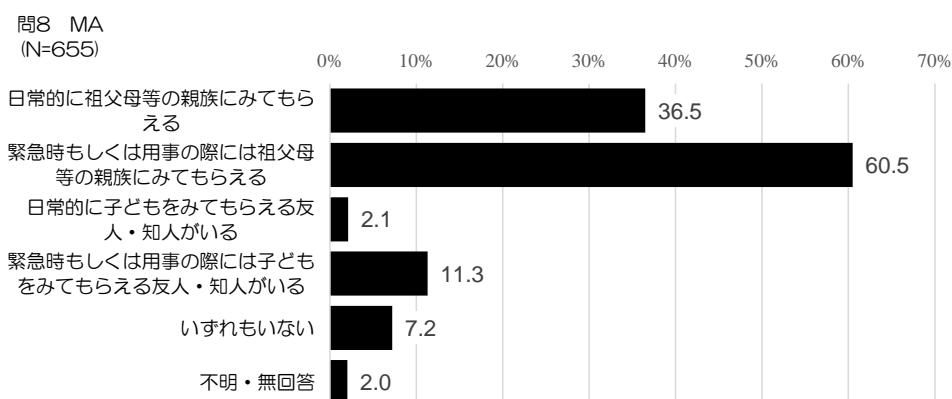


②子どもをみてもらえる親族・知人の有無

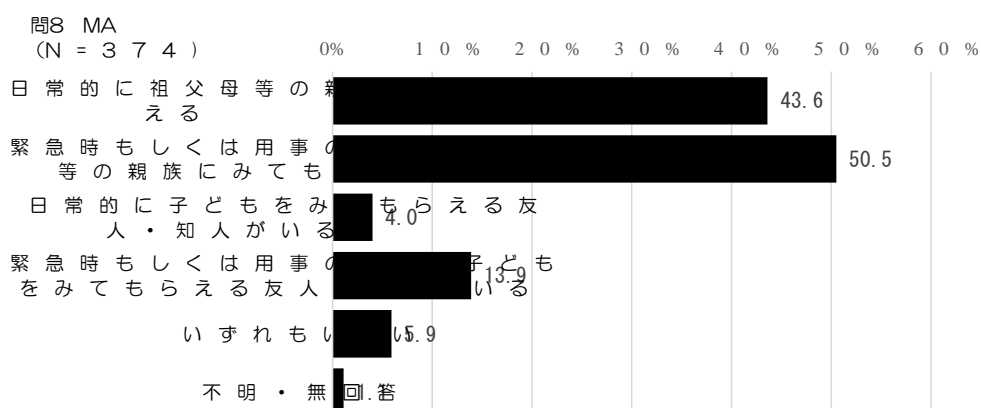
半数以上の子育て家庭が、「緊急時や用事の際には祖父母にみてもらえる」と回答された一方、就学前児童の保護者の7.2%、小学生の保護者の5.9%が、「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいない」と回答され、周囲から孤立した子育て家庭があることがわかります。

■日頃、お子さまをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答可)

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

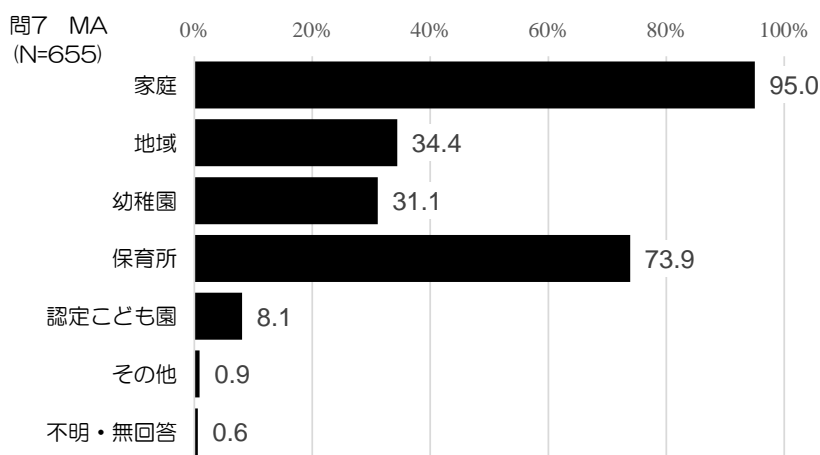


③子育て（教育を含む）にもっとも影響すると思われる環境

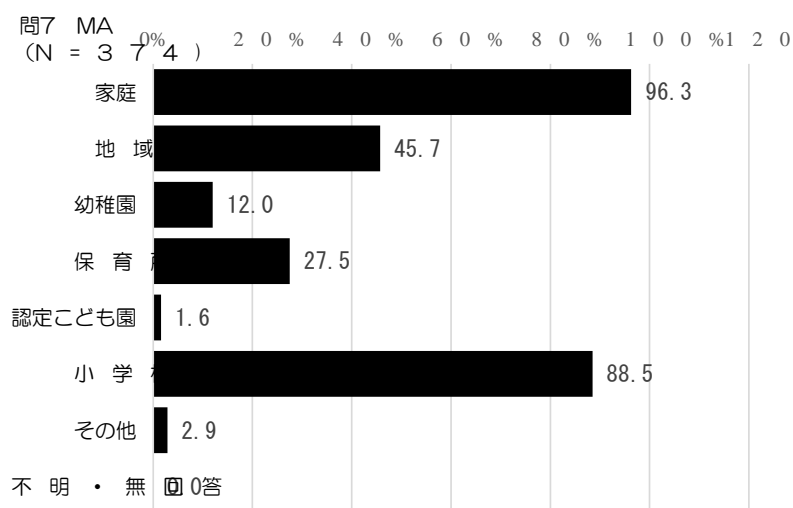
「家庭」、「教育・保育施設（保育所・幼稚園・小学校）」、「地域」の順に高くなっており、家庭、園・学校、地域が一体となった子育て環境を大切に考える家庭が多いことが伺えます。

■お子さまの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境をお答えください。（複数回答可）

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



④就学前教育・保育施設（事業）の利用について

現在利用している事業の中では、保育所が際立って高く 49.6%となっています。

一方で、今後利用したいと考える事業については、保育所以外が増えています。中でも、「幼稚園の預かり保育」と「認定こども園」については、本市では調査時点においては未実施（未設置）にも関わらず一定の需要があることから、就学前教育・保育の一体的提供についての検討が重要と考えられます。

■平日の「定期的な教育・保育事業」として利用しているものをお答えください。（複数回答可）

【就学前児童保護者】



■お子さまの平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。（複数回答可）

【就学前児童保護者】



⑤地域子育て支援事業の利用について

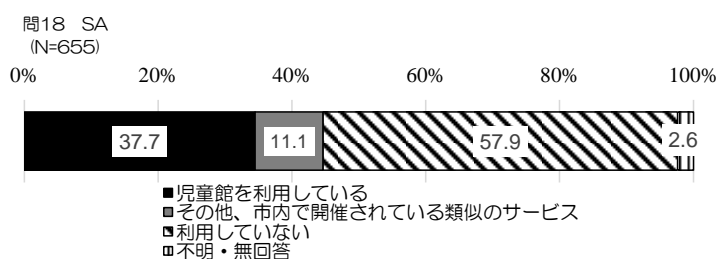
半数以上の方が「利用していない」を選んでいきます。

利用している人の中では、「加東市児童館（社児童館やしろこどものいえ、滝野児童館、東条鯉こいランド）」が37.7%、「その他、市内で実施している類似のサービス（保育所等で実施する子育てひろば等）」が11.1%となっています。

また、約半数の方が、「今後利用したい／利用日数を増やしたい」と回答していることから、事業のさらなる充実が求められます。

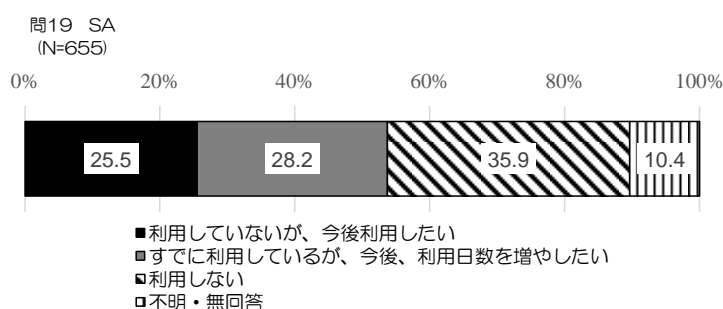
- 現在、児童館や、保育所・幼稚園等で実施されている子育てひろば等を利用していますか。

【就学前児童保護者】



- 今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。

【就学前児童保護者】



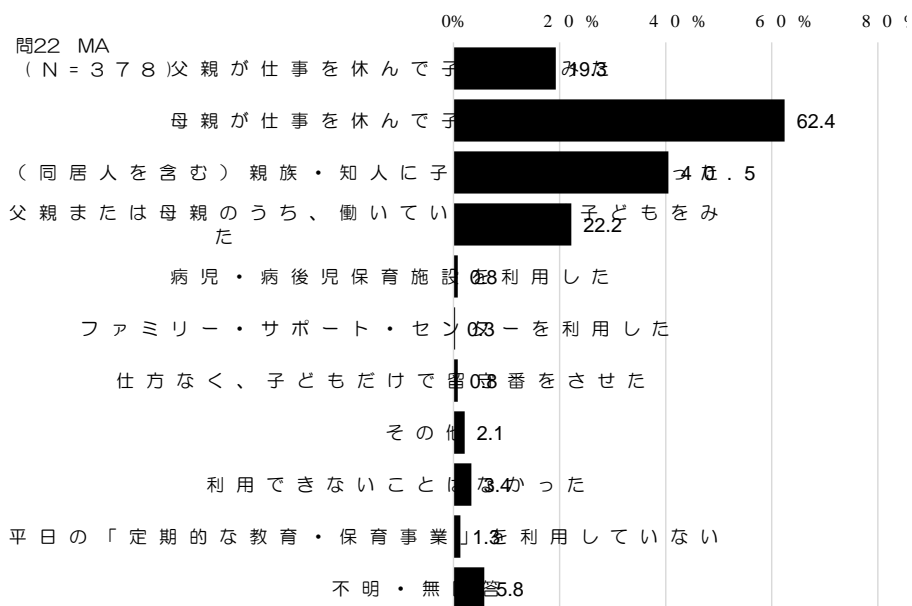
⑥子どもの病気の際の対応（平日の教育・保育を利用する方のみ回答）

子どもが、病気やけがで保育所や幼稚園、小学校等へ行けなかった場合の対処方法としては、「母親が休んだ」と回答した方が最も多くなっています。また、母親または父親が休んで看病した方を対象に、病児・病後児保育施設の利用意向を尋ねたところ、就学前児童の保護者の約 35.1%、小学生の保護者の 16.3%が利用したいと回答されました。

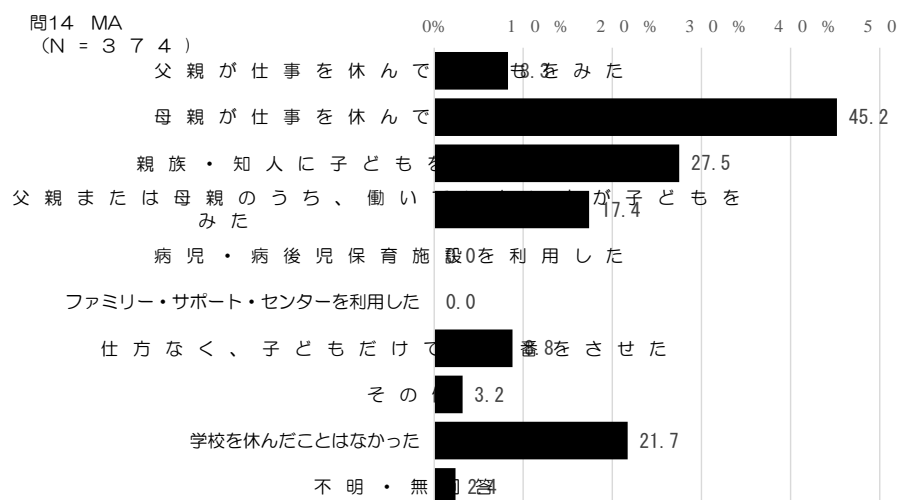
■この1年間に、お子さまのケガや病気により、学校を休んだことはありますか。

ある場合は、その際の対処方法として当てはまるものをお答えください。（複数回答可）

【就学前児童保護者】

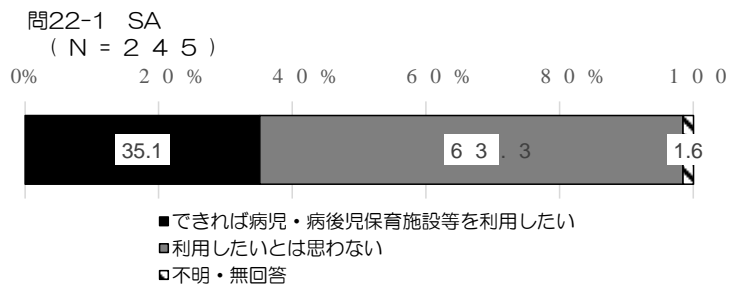


【小学生保護者】

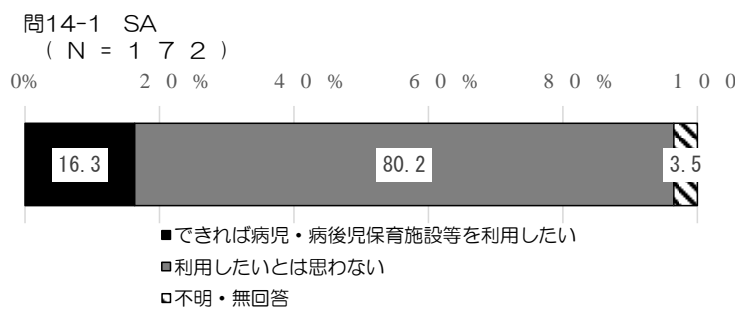


- 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。
(上記設問で母親または父親が休んだと回答した方のみ対象)

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

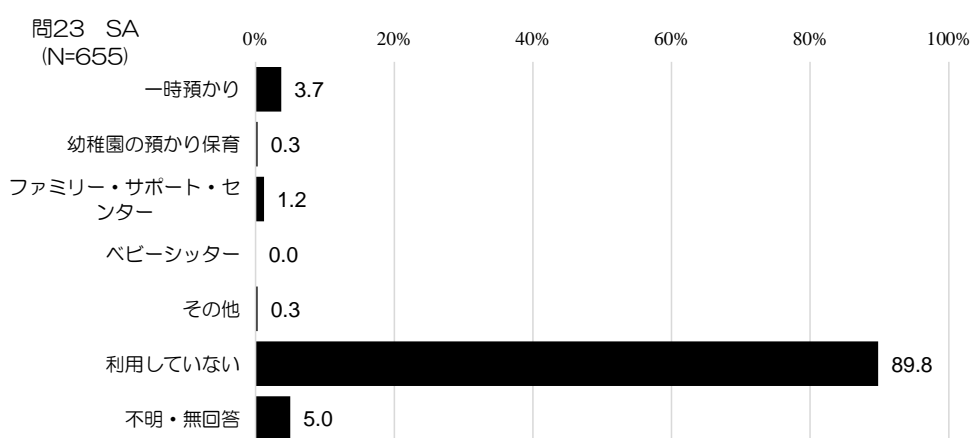


⑦不定期で利用している預かり等のサービス

一時預かり等の保育サービスについては、大半の保護者が、「現在は利用していない」と回答されました。しかし、一定の利用希望はあることから、潜在需要の把握や、事業の周知が求められています。

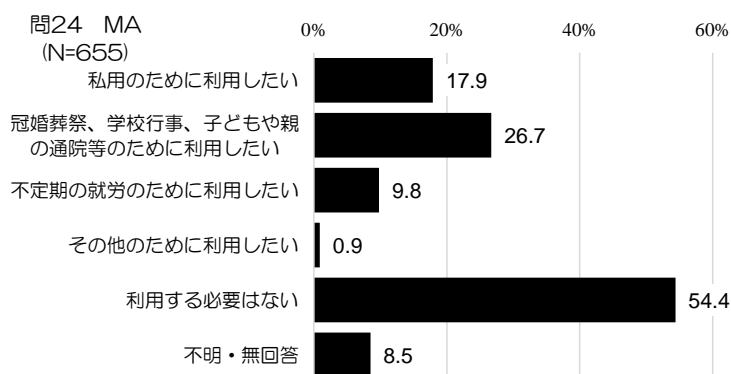
■保護者の用事（冠婚葬祭、家族の病気、仕事など）のために、不定期で利用している事業はありますか。

【就学前児童保護者】



■保護者の用事（冠婚葬祭、家族の病気、仕事など）のために、お子さまは年間何日くらい一時預かり等のサービスを利用する必要があると思いますか。（複数回答可）

【就学前児童保護者】



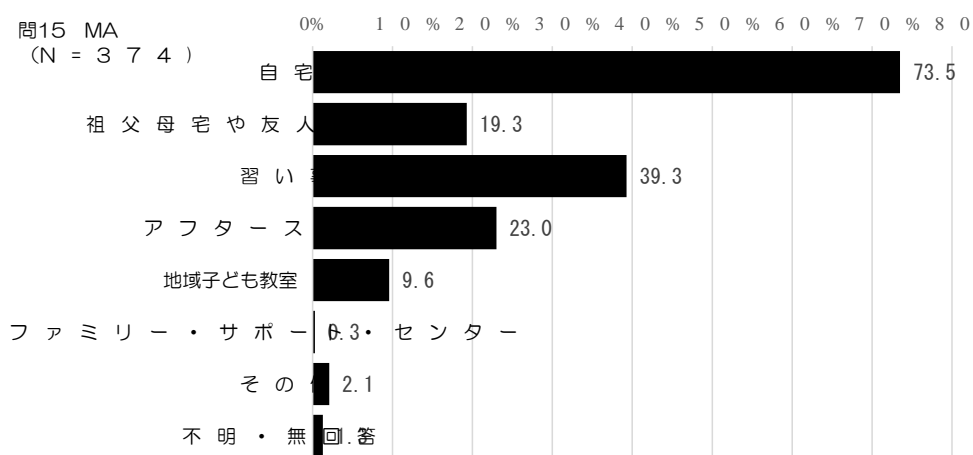
	平均
一時預かりの利用日数（回答数 23 件）	9.7 日
幼稚園の預かり保育の利用日数（回答数 2 件）	10.5 日
ファミリー・サポート・センターの利用日数（回答数 8 件）	43.8 日
ベビーシッターの利用日数（回答数 0 件）	—
その他の利用日数（回答数 1 件）	1.0 日

⑧子どもの放課後の過ごし方

小学校低学年のうちは、「自宅」が最も高く、次いで「習い事」、「アフタースクール」となっています。小学校高学年では、「習い事」の割合が大きく増加する一方、「アフタースクール」の利用を希望される割合は、低学年の半分以下となっています。

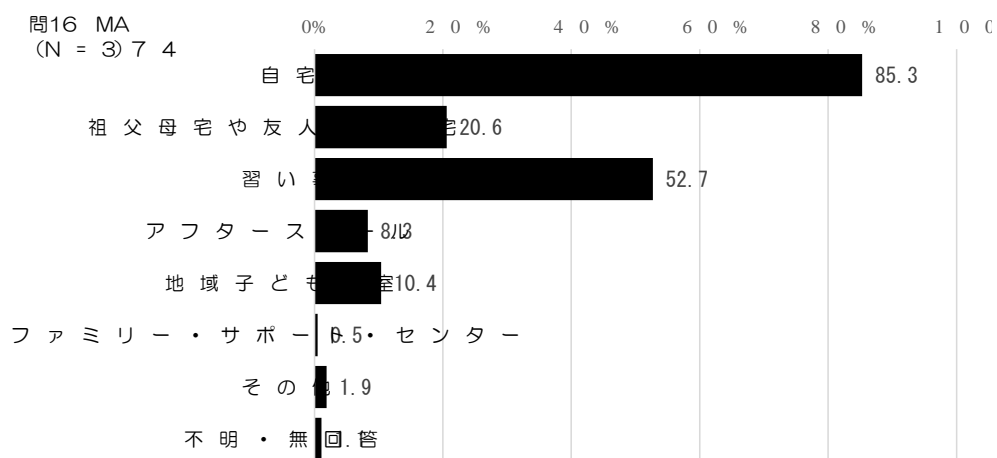
■お子さまが小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどこで過ごしますか。（複数回答可）

【小学生保護者】



■お子さまが小学校高学年（４～６年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答可）

【小学生保護者】



⑨育児休業の取得状況

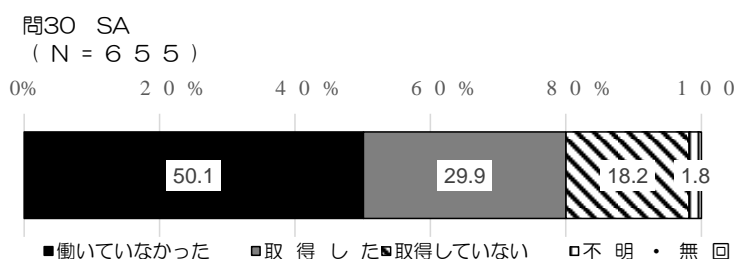
母親は約 30%の方が取得されていますが、父親では約 1%の利用に留まっています。

育児休業を取得しなかった理由としては、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」と続きます。

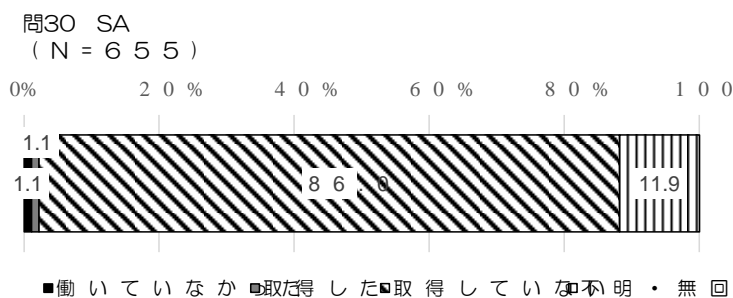
父親では、「制度を利用する必要がなかった」が最も多かったものの、「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」も多く、仕事と子育ての両立には、職場の理解や支援が求められることが分かります。

■お子さまが生まれたとき、母親・父親のどちらか、または両方が、育児休業を取得しましたか。

【就学前児童の母親】

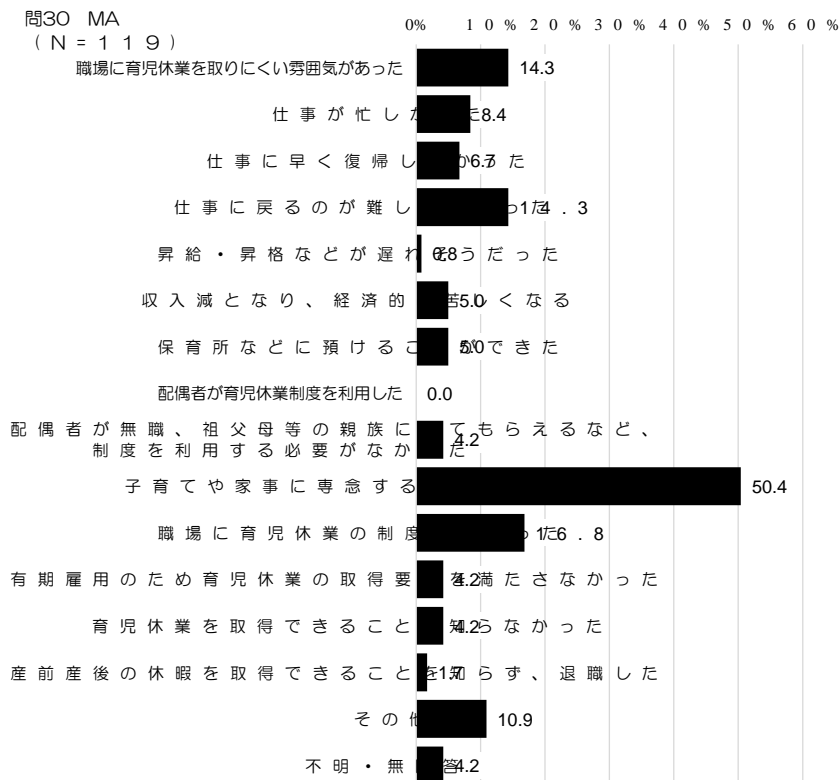


【就学前児童の父親】

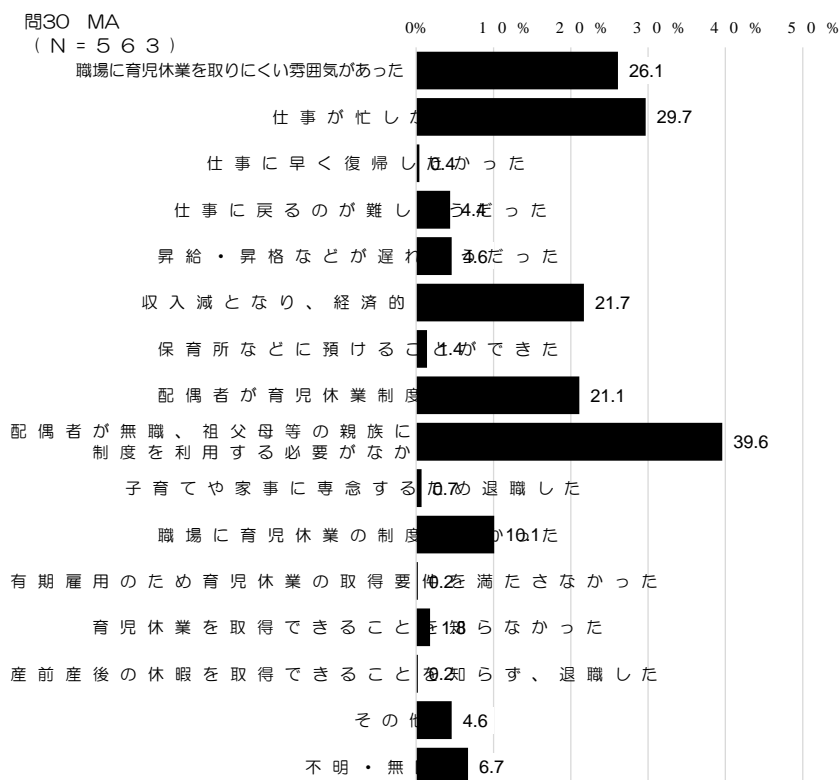


■取得していない方はその理由を回答してください。(複数回答可)

【就学前児童の母親】



【就学前児童の父親】



3. 現状を踏まえた課題と今後の方向性

本市の現状やニーズ調査の結果などから見えてきた課題や、今後取り組むべき方向性を次のとおり整理しました。

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

①地域の子育て支援

家族構成の変化や地域の繋がりの希薄化から、多くの子育て家庭が、子育てへの不安感や孤立感をいただいている現状があり、地域全体で子育てを応援していくまちづくりが課題となっています。

安心して子育て出来る、顔の見える地域づくりに向けて、地域のネットワークの強化が重要です。

また、児童館や保育所等で実施するひろば活動など、親子や地域の人々が気軽に集い交流できる場をさらに充実させるとともに、より多くの方が参加できるよう、事業の周知を図る必要があります。

②仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）

ニーズ調査では、「育児休業を取得した」と回答した方は、母親では約 30%、父親では約 1%に留まっています。今後は、男性の育児参加の促進のため、男女共同による子育て意識の醸成を図る必要があります。

また、母親・父親ともに、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答された方が多くありました。子育て中の労働者が仕事と子育てを両立できるよう、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりや職場への復帰支援など、雇用環境の改善が求められています。

(2) 就学前教育・保育施設

① 幼保一体化

本市の保育所においては現在、利用者数が定員を超過している園が半数以上を占めています。また、利用者の低年齢化が進み、保育所の負担は増大しています。一方、幼稚園は定員に満たない状況が続いています。

ニーズ調査に基づく推計では、今後数年間に就学前教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）の利用を希望する子どもの数は、年長児（3～5歳）については現在と同程度で推移し、年少児（0～2歳）については現在よりも3割程度増加する見込みです。こうした状況の中、待機児童を発生させないために、幼稚園の定員の空きの活用が必要です。

また、子ども・子育て支援新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育」を総合的に提供するため、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ認定こども園の普及が推奨されています。

こうしたことから、本市においても、「保護者が働いている・いない」に関わらず、すべての保護者が自分の住む地域の施設を選択でき、すべての子どもが平等に質の高い就学前教育・保育に受けられるよう、認定こども園への移行を推進する必要があります。

② 施設のあり方

人口推計によると、25年後（平成52年）には就学前児童数が現在の約75%まで減少する見込みであり、公立・私立を問わず、現在ある全ての保育所・幼稚園が現状通り運営を続ける（定員を確保する）ことは困難と考えられます。

また、行政に求められる役割に、「民間では担うことが難しい分野について担保することがあります。これを保育所・幼稚園にあてはめると、私立施設では実施が期待しにくい事業（休日保育、夜間保育等）については、公立施設が一定の役割を果たすべきですが、通常の保育業務は私立施設でも十分対応が可能です。

こうした理由から、施設のあり方や適正配置等について、総合的に検討することが必要です。

(3) 子育て支援サービス

①アフタースクール（放課後児童健全育成事業）

現在、市内すべての小学校単位で実施しており、利用者数は増加傾向にあります。

ニーズ調査では、実施時間の延長や高学年までの預かりを希望される意見が多くありました。土曜日・日曜日・祝日の利用を希望される方もおられました。

平成27年度からは、制度改正に伴い、小学校6年生までを受け入れることになりました。また、保護者からのニーズに基づき、終了時間も18時30分まで延長することとしました。

今後も、利用者のニーズを的確に把握しながら、事業を実施していく必要があります。

②ファミリー・サポート・センター

利用者数はここ数年、ほぼ横ばいです。さらなる事業の周知が必要と考えられます。

また、「依頼会員（子育てを応援してほしい人）」に比べて、「協力会員（子育てを応援したい人）」の数が少ないことから、協力会員の確保が重要と考えられます。

③不定期で利用する保育サービス

不定期で利用する保育サービスとして、「一時預かり事業」、「延長保育事業」、「休日保育事業」、「病児・病後児保育事業」、「子育て短期支援事業（ショートステイ等）」などが挙げられます。

現在、「延長保育事業」については全ての保育所、「休日保育事業」については2か所の保育所、「一時預かり事業」については14か所の保育所で実施しています。また、「子育て短期支援事業」については、児童養護施設等との連携のもと、実施しています。これらの事業については、今後も関係機関との連携・協力のもと、適切に実施していく必要があります。

「病児・病後児保育事業」については、病児・病後児保育施設を新たに建設し、平成27年度から事業を開始する予定です。

ニーズ調査によると、子どもの病気やけがの際には、母親が休んで看病したケースが最も多くなっています。母親または父親が休んで看病した方を対象に、病児・病後児保育施設の利用意向を尋ねたところ、就学前児童の保護者の約35.1%、小学生の保護者の16.3%が利用したいと回答されました。

子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するためにも、事業の周知や適切な運営に努めます。

④相談窓口等

子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや問題を解決していくためには、「サービスや支援に関する情報が適切に行き届くこと」や「気軽に相談できる窓口があること」が重要です。

今後、各種相談窓口や子育て支援事業を利用しようとする方のナビゲーターとなる「利用者支援専門員」を配置する「利用者支援事業」や、総合相談・個別相談の充実により、子育て家庭を支援していきます。

第3章 基本理念

1. 基本理念

地域に住む一人ひとりが、企業、学校、行政等とともに、子どもと子育て家庭を支え、子どもの成長をあたたかく見守り応援する「子育て・子育て応援タウン」を目指します。

子どもがいきいきと成長できるまち
地域全体、まち全体がみんなで子育てに協力できるまち
子育て 子育て応援タウン かとう

2. 基本目標

基本理念を実現するために、以下の基本目標を定めます。

【子ども】

すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの幸せのため、心身の健康を育む環境を整え、子どもが生命と人権を尊重され、健やかに育つことができるまちを目指します。

【家庭】

すべての親が安心して子育てをするための支援

親の子育てに対する不安や負担を軽くすることで、安心して子どもを生ま、育てられるまちを目指します。

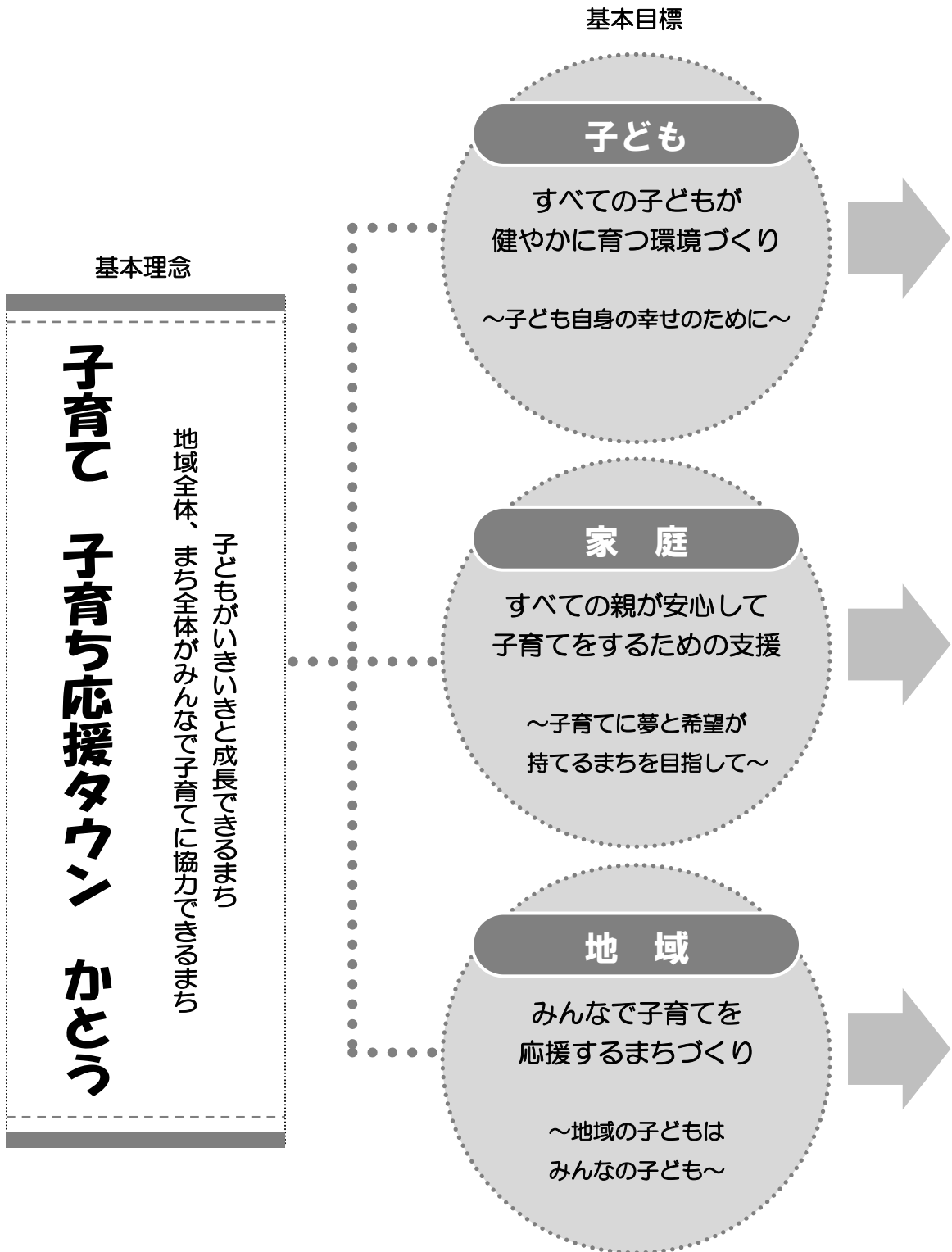
【地域】

みんなで子育てを応援するまちづくり

地域に住む一人ひとりが子育てを支え、企業、学校、行政等が子どもの成長をあたたかく見守り、応援するまちを目指します。

第4章 施策の展開

1. 施策体系



基本施策

具体的施策

重点的な取り組み

1. 子どもの豊かな心を育む環境の充実

- (1) 子どもの健全育成
- (2) 子どもの健康づくり
- (3) 次代の親づくり
- (4) 子どもの「生きる力」の育成

2. 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応

- (1) 虐待防止
- (2) 障がいのある子どもへの施策

3. 安心して子育てができる環境づくり

- (1) 子育て支援の量と質の充実
- (2) 母子の健康づくり
- (3) 家庭教育の学習機会の充実
- (4) 経済的支援

4. 子育てと仕事の両立の推進

- (1) 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進
- (2) 男女共同参画の家庭への啓発
- (3) ひとり親家庭への支援

5. 地域の子育て応援の輪づくり

- (1) 地域のネットワークづくり
- (2) 地域の教育力の向上
- (3) 情報の提供

6. 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1) 快適な環境づくり
- (2) 安全・安心な環境づくり

重点1

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

重点2

多様な子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の提供

重点3

地域ぐるみの子ども・子育て支援の充実



2. 重点事業

計画の推進にあたり、実施する施策・事業のなかで重点的に取り組む事項を以下のとおりとします。

重点1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

子ども・子育て支援新制度に基づき、「保護者が働いている・いない」に関わらず、すべての子どもが等しく幼児期の学校教育・保育を受けられるよう、利用者のニーズを把握しながら、認定こども園への移行を推進します。

保育士や幼稚園教諭等への研修や、職員の適正配置等により、教育・保育の質を向上させることで、子どもたちの健全育成に繋がります。

施設のあり方や適正配置等について総合的に検討しながら、保育の量的確保や、快適な環境整備に取り組めます。なお、公立の保育所・幼稚園については、「加東市公共施設適正化計画」に基づき、施設の統廃合や運営委託等を進めます。

【主な取組】

掲載ページ	施策番号	施策名
P52	36	幼児期の学校教育・保育の質の向上
	37	幼保一体化の推進
P53	38	幼児期の学校教育・保育のあり方の検討
	39	就学前教育・保育施設の整備

重点2 多様な子育て支援(地域子ども・子育て支援事業)の提供

子ども・子育て支援新制度では、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、13の地域子ども・子育て支援事業が設定されています。本市においては現在、10事業を実施しています。

今後も、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、事業内容の充実、円滑な運営、事業の周知に努めます。

平成27年度から新規に実施予定である病児・病後児保育事業については、事業の周知や適切な運用等、特に重点的に取り組みます。

【主な取組】

掲載ページ	施策番号	施策名
P45	26	虐待防止対策の充実(養育支援訪問事業)
P53	40	多様な保育サービスの実施 (延長保育事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業)
P54	41	ファミリー・サポート・センターの充実
	42	アフタースクール(放課後児童健全育成事業)の充実
	43	病児・病後児保育事業の実施
	44	地域子育て支援拠点事業の実施
P56	47	子育て支援の総合的な窓口づくり(利用者支援事業)
	48	妊娠期からの一体的な支援体制づくり(妊婦健康診査費助成事業)
P57	49	母子保健事業の充実(乳児家庭全戸訪問事業)

重点3 地域ぐるみの子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てできるまちを目指し、子育てに係る地域活動、地域と保育所・幼稚園・小学校との連携、世代間交流、地域での見守り活動、ボランティアの育成などに取り組みます。

また、親子や地域の人々が気軽に集い交流できるよう、児童館事業や子育てひろば、子育てサークル等の充実に努めます。

【主な取組】

掲載ページ	施策番号	施策名
P35	1	地域の子育て支援の活動拠点としての整備（児童館）
P36	6	公民館における地域交流活動の拡充
P46	28	虐待防止ネットワークの強化
P47	29	地域による見守りの強化
P59	53	関係団体との連携強化（食育の普及）
P65	62	地域交流・助け合い活動の促進
P66	63	子ども同士のつながりの強化
	64	地域の活動を通じた「子育て力」の醸成
P67	65	子育てサークル活動の支援
	67	サークル同士による交流の促進
	68	子育てボランティア・子育てサポーターの育成
P71	78	交通安全推進活動の充実
P72	83	地域ぐるみの防犯活動の推進
P73	86	防犯ネットワークの形成

3. 具体的施策

1. すべての子どもが健やかに育て環境づくり

1. 子どもの豊かな心を育む環境の充実

次世代の担い手である子どもが、心豊かで健やかに成長することができるよう、子どもの学習・教育環境の整備や健康な体づくりを推進します。また、「子どもは次世代の親となるもの」という認識のもと、自立して家庭を持つことができるよう、将来的な視点に立った子どもの健全育成を図ります。

(1) 子どもの健全育成

加東市には、子どもの遊びや学習の拠点として、児童館や図書館があります。また、各地域には住民の活動拠点としての公民館があります。これらの施設では、遊びや学びの場としての利用のほか、子育て中の親子同士の交流や子育てに関する講座、自主的な活動に対する支援等を行っています。

ニーズ調査の結果では、「地域子育て支援事業（児童館等で実施している子育てひろば）」を利用している方の割合が37.7%に留まっており、今後はさらに身近で利用しやすい場としていくとともに、利用者のニーズにあわせたきめ細やかな支援の提供が重要となっています。

【具体的な取組】

① 児童の健全育成の拠点としての児童館づくり

施策の方向	担当課
No.01 地域の子育て支援の活動拠点としての整備 ----- 子育て支援機能の充実のため、施設整備を進めます。	子育て支援課
No.02 活動事業の充実 ----- 利用者のニーズにあわせた事業改善や新規事業を展開します。 また、少人数での活動等、きめ細やかな活動を充実することで、 子育て家庭への支援に努めます。	子育て支援課
【具体的事業】 ●年齢別・地区別親子活動（つどいの広場事業）【児童館】 子育て中の保護者と子どもが集まり、さまざまな活動を通じて親子のふれあい、	

<p>保護者同士の交流を促進します。</p> <p>●かとう子育てセミナー【児童館】 子育てに関する講演会を実施し、家庭の子育て力の向上に努めます。</p> <p>●学びの広場【児童館】 少人数による講座、体験活動、館外学習等を実施し、子育て家庭に学びの機会を提供します。</p> <p>●よーい・どん！ひろば事業【児童館】 子どもの体や心の成長に欠かせない外遊びを推進します。</p>	
<p>No.03 情報提供・相談体制づくり</p> <p>-----</p> <p>子育てに関する知識の普及のための情報提供を行うほか、講演会、学習会を実施します。</p> <p>また、子育ての不安感、負担感の軽減のため、児童館厚生員や家庭児童相談員による相談事業を実施します。また、児童館での「利用者支援事業」の実施についても、検討を進めます。</p>	子育て支援課

②子どもが本に親しめる環境づくりの促進

施策の方向	担当課
<p>No.04 図書館における子どもの読書環境の整備</p> <p>-----</p> <p>子どもたちがたくさんの本に触れ合え、自由に本が選べる読書環境を作るため、児童書の充実努めます。</p> <p>また、子どもたちが本に触れる機会を増やす取組対象を、小学生だけでなく、保育園児・幼稚園児にも拡大します。</p>	中央図書館
<p>No.05 図書館におけるおはなし会等の推進</p> <p>-----</p> <p>子どもを対象とした「絵本のおはなし会」を図書館の内外を問わず実施するほか、4か月健診時に保健センターで「はじめてであう絵本事業」を実施し、お母さんと赤ちゃん、子どもを対象に、読書の輪を広げる取組を行います。</p> <p>また、子どもを中心とした参加型の事業を実施し、図書館を訪れる機会を提供します。</p>	中央図書館

③公民館における児童の健全育成事業の推進

施策の方向	担当課
<p>No.06 公民館における地域交流活動の拡充</p> <p>-----</p> <p>体験活動等の機会を充実することで、子どもの豊かな成長を支援します。</p> <p>具体的事業</p> <p>●ひょうご放課後プラン（地域子ども教室型）【生涯学習課・公民館】 放課後や週末における、スポーツや文化活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。また、各地区での実施に向けた支援を行います。</p>	生涯学習課

<p>●小学生チャレンジスクール【生涯学習課・公民館】</p> <p>野外活動や工作教室等、普段の生活ではできない有意義な体験活動を実施します。参加定員の拡大に向け事業の充実に努めます。</p> <p>●地域団体の活動支援【生涯学習課・公民館】</p> <p>まちづくり協議会等、地域団体が中心となる市民参加型活動の支援に努め、子どもを含めた地域住民の交流を図ります。</p>	
--	--

(2) 子どもの健康づくり

子どもの健康づくりへの取組として、正しい生活習慣の啓発や食育があげられます。今後も子どもをはじめ、幅広い世代へ周知し、定着させていくことが大切です。

また、近年では、携帯電話からもインターネットサイトに簡単にアクセスでき、誰もが性に関する情報に触れやすい環境となっているため、性教育や情報選択能力の養成等に、より一層の取り組みが求められています。

さらに、子どもの心の問題に対して、きめ細やかな対応ができるよう、学校カウンセラーの配置や専門家の育成、教職員の知識の向上、医療機関をはじめとする関係専門機関との連携が必要となっています。

【具体的な取組】

①正しい生活習慣の推進

施策の方向	担当課
<p>No.07 健康教育の充実</p> <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>学校での体育・保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、健康教育を継続的に実施します。</p> <p>喫煙、飲酒、薬物乱用に関して、児童・生徒の実態を十分に把握した上で、健康への影響を早い時期から認識できるよう指導します。</p> <p>また、感染症（インフルエンザ、エイズ）やアレルギー疾患などについて、正しく理解し、予防する能力や態度の育成を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>No.08 望ましい食習慣の定着</p> <hr style="border-top: 1px dashed #000;"/> <p>関係部署が連携しながら、食育に関する事業を実施することで、食の大切さを啓発していきます。</p>	<p>健康課 子育て支援課 農林課 学校給食センター</p>
<p>【具体的事業】</p> <p>●食育ばくばく教室【健康課・保育所】</p> <p>保育所等において、さまざまな教材を用いた食育教室や調理実習等を行い、食べ物の5つの力である「食べ物を選ぶ力」「食べ物の味が分かる力」「料理ができる力」</p>	<p>学校教育課</p>

<p>「食べ物のいのちが分かる力」「元気な体が分かる力」を学ぶ機会をつくり、「食」への理解促進と望ましい生活習慣の定着を図ります。</p> <p>●食育授業【学校教育課】</p> <p>給食の時間や食育授業等を通じ、自分の食生活を見直し、より良い食生活をつくることや、食が「生きる力」につながっていくことを理解させるとともに、子どもを通じて家庭・地域へ向けた啓発を行います。また、子どもの頃からの望ましい食習慣の定着に向け、学校における食育の一層の充実を図ります。</p> <p>●食育推進事業【学校教育課】</p> <p>子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目的として、学校において組織的・計画的に食育を推進します。食育の研究校を指定し実践研究を行うことで、市内学校における食育の充実を図ります。加東市食育推進委員会等を通して情報交流を行い、指定校以外の学校が連携して食育の推進を図るとともに、各校における食育に関する取組のPDCA サイクルの確立を目指します。</p> <p>●食育指導【健康課】</p> <p>食に関する関心や理解を深め、健全な食習慣が定着するよう、集団教育、個別相談の充実を図ります。</p> <p>●親子料理教室【学校給食センター】</p> <p>夏休み期間を利用して親子料理教室を開催して、正しい食生活への理解と認識を深めます。</p> <p>●学校給食センター見学会及び給食の試食【学校給食センター】</p> <p>学校給食センター見学会により、正しい食生活の理解、給食についての正しい知識を啓発します。また、学校給食における地産地消を推進して給食の安全性を高めることで、児童・生徒に喜ばれる学校給食の提供に努めます。</p>	
<p>No.09 家庭への意識啓発</p> <hr/> <p>発育・発達段階に応じた生活習慣についての正しい知識、情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。</p> <hr/> <p>具体的事業</p> <p>●離乳食等に関する学習機会の提供【健康課】</p> <p>乳幼児健診時等に、正しい食生活への意識を高めるための講話や離乳食実習等を実施します。また、妊産婦や、乳幼児をはじめとする子どもを対象に、発達段階に応じた相談を行い、家庭における食育を支援します。</p> <p>●食に関する情報提供【健康課・保育所・学校給食センター】</p> <p>広報紙やケーブルテレビで食育関連の情報を提供します。家庭における望ましい食習慣や情報を伝えるほか、地産地消を含めた伝統的な家庭料理や、手軽で栄養的にも配慮された料理の普及に努めます。また、保育園だよりや給食センターだよりを通じて「栄養」や「食」に関する情報を提供します。</p> <p>●早寝・早起き・朝ごはん運動の推進【健康課】</p> <p>乳幼児健診や育児教室で個別相談を実施し、正しい生活習慣が身に付くよう支援します。ケーブルテレビや広報紙を活用して普及啓発を図るほか、保育所、幼稚園に通う5歳児を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」に3週間家庭で取り組む「こどもさんさんチャレンジ」を実施し、生活習慣の基礎づくりに努めます。</p>	<p>健康課 子育て支援課 学校給食センター</p>

②思春期保健対策の充実

施策の方向	担当課
<p>No.10 健全な性教育の普及</p> <p>-----</p> <p>学校の体育・保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、発達段階に応じて、性に関する科学的知識を普及させます。</p> <p>また、家庭、地域の理解を得ながら、児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた正しい行動がとれるように指導していきます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>No.11 子どもの情報選択能力の育成</p> <p>-----</p> <p>学校と保護者が密接に連携しながら、子どもたちの発達の段階に応じたインターネット上のルールやマナーを守る指導や、保護者研修の充実を図ります。</p> <p>また、学校通信や学校ホームページを活用して、保護者や地域社会が地域の子どもの関心を高め、インターネット上の有害情報やネットいじめ・誹謗中傷から子どもたちを守る取組を推進します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>No.12 喫煙・飲酒・薬物の害に関する正しい知識の普及</p> <p>-----</p> <p>喫煙や飲酒、薬物、過剰なダイエット、心の健康問題等に関する学習の機会を設け、ライフスキルの育成に努めます。また、加東健康福祉事務所、小野市加東市医師会等との連携を密にし、さまざまな機会を活用して知識の普及に努めるほか、ポスターやパンフレット等による啓発など、引き続き予防的な取組を強化します。</p>	<p>健康課 学校教育課</p>
<p>No.13 子どもの心の問題についての支援</p> <p>-----</p> <p>スクールカウンセラーや臨床心理士の計画的な配置を行うとともに、関係部署が連携することで、児童・生徒の心の問題の早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>具体的事業</p> <p>●スクールカウンセラーの配置【学校教育課】</p> <p>いじめや不登校等の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、全市立中学校と市立小学校2校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の教育相談の充実を図ります。また、スクールカウンセラーと教職員及び保護者との連携を強化することによって、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校等についての理解と支援の輪を広げていきます。</p> <p>●適応指導教室【学校教育課】</p> <p>学校への不応等理由により、学校を長期にわたり欠席している児童・生徒について、個々の状態に応じた指導・相談を行います。また、自立を図るきめ細やかな指導を実施するため、指導員2名、指導補助員1名を配置する体制をとり、教室生の自立と学校復帰につなげます。</p> <p>●不登校児童・生徒への支援【学校教育課】</p> <p>各学校において、不登校児童・生徒の減少に向け、組織的に取り組みます。</p> <p>●相談体制の強化【健康課・社会福祉課・子育て支援課・学校教育課】</p> <p>各学校において、「加東市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」</p>	<p>健康課 社会福祉課 子育て支援課 学校教育課</p>

<p>に基づいて、いじめ対応チームが中心となり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。また、暴力行為、いじめ、不登校など、児童・生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期解決のため、学校支援チーム、警察、こども家庭センター等の専門機関との連携を強化するとともに、適切な指導体制を整え、毅然とした指導や心のケアの充実に努めます。</p> <p>●生命と心を大切に教育の推進【学校教育課】</p> <p>生命の大切さや思いやりの心などを育て、いじめや自殺をなくすための啓発に努めます。また、高齢者や障がいのある人への理解を深め、社会活動に積極的に参加する意欲や態度を育みます。</p>	
---	--

(3) 次代の親づくり

少子化が進む中、日常生活の中で子ども自身が乳幼児と接する機会が得にくくなっています。そのため、結婚や子育てに対して肯定的な意識を育てていくための取組が必要になっています。

乳幼児とのふれあい体験や職業体験活動を実施することで、子どもたちが将来家庭を持ち、子どもを育てていくことに、夢や希望を持つことができる環境づくりを推進していきます。

【具体的な取組】

①次代の親の育成

施策の方向	担当課
<p>No.14 乳幼児とふれあう機会づくり</p> <p>-----</p> <p>児童館のひろば事業等の機会を利用した中学生と幼児とのふれあい体験を継続的に実施し、命の大切さや、子どもを生み育むことの大切さを伝えます。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●教育媒体の提供【健康課】</p> <p>小・中・高等学校に赤ちゃん人形や妊婦体験グッズなどの教育媒体を提供し、妊娠・育児への学びが深められるよう支援します。</p> <p>●中学生の児童館ひろば事業等への参加【子育て支援課・学校教育課】</p> <p>中学校の総合的な学習の時間における福祉体験を、児童館のひろば事業等で受け入れることで、乳幼児とふれあう機会を設けます。また、乳幼児とのふれあい体験から一歩進めて、幼児を観察する機会を増やしたり、簡単な遊び道具を製作したりするなどの活動を通して、子どもが育つ環境について理解を深めていきます。</p>	<p>健康課 子育て支援課 学校教育課</p>
<p>No.15 将来の進路・生き方を考える機会づくり</p> <p>-----</p> <p>「トライやる・ウィーク」などの職業体験活動等を通じ、キャリア教育の充実に取り組みます。また、新たな受け入れ事業所の開拓にも努めます。</p>	<p>学校教育課</p>

具体的事業**●トライやる・ウィーク【学校教育課】**

中学校2年生が、地域や自然の中で、主体性が尊重されたさまざまな活動や体験を行います。また、事業を通じて豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけたりするなど、「生きる力」の育成を図ります。今後も、多様な活動場所の確保と、生徒が主体的な活動ができるように努めます。

(4) 子どもの「生きる力」の育成**【現況と課題】**

子どもの豊かな心を育む環境として、学校が果たす役割は大きく、基礎学力の向上のみならず、子どもたちが自ら考え行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育などが求められています。

また、小学生を対象としたニーズ調査の結果では、子育て（教育を含む）に最も影響する環境として、「家庭」に次いで「小学校」の回答が多く、保護者からの期待の大きさが伺えます。

子どもの「生きる力」を育成していくために、地域や保護者との信頼関係を築きながら、一人ひとりの個性を大切に、豊かな人間性を育む教育を進めていくことが重要です。

【具体的な取組】**①子どもの心身を健やかに育む教育活動**

施策の方向	担当課
<p>No.16 きめ細かな学習指導の推進</p> <p>一人ひとりの基礎・基本の確実な定着と個性の伸張を図るため、指導方法のさらなる工夫・改善に取り組みます。</p> <p>具体的事業</p> <p>●読書活動推進事業【学校教育課】 子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実、家庭・地域との連携など、体系的な取組を進めることで、子どもの読書力の向上を目指します。</p> <p>●学習チューター制度【学校教育課】 児童生徒へのきめ細やかな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図ります。また、幼稚園や小学校に派遣する学生の確保に努めます。</p> <p>●運動部活動外部指導者派遣事業【学校教育課】 中学校の運動部活動に、専門的な指導力を有する指導者を配置し、安全性の確保および活動の活性化を図ります。また、顧問と指導者の連携を密にすることで、教育的に効果の上がる指導を行います。</p>	<p>学校教育課</p>

<p>No.17 体験を通じた学習活動の充実</p> <hr/> <p>体験を重視した授業により、一人ひとりの心に響く教育を推進します。また、自然体験、社会体験活動の充実により、豊かな人間性・社会性を育成します。</p> <p>具体的事業</p> <p>●小学校体験事業【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境体験事業 小学校3年生を対象とし、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、地域の自然の中で地域の方々の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然にふれあう体験型環境学習を、継続的に行います。 ●自然学校推進事業 小学校5年生を対象とした長期宿泊訓練において、子どもたちが自分で考え、主体的に判断・行動することで、問題解決能力や生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心など、「生きる力」の育成に努めます。 <p>●語学（英語）指導員派遣事業【学校教育課】</p> <p>中学校での英語教育や小学校での外国語活動において、生きた英語を身近に学び、国際理解教育の充実を図るとともに、より一層の英語教育の充実を図ります。特に中学校では、平成28年度の英会話加東ライセンス制度の実施に向けて、卒業時に英語で日常会話ができる生徒の育成を目指します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>No.18 地域に根ざした教育活動の推進</p> <hr/> <p>地域人材の積極的な活用を通じて学校の活性化を図り、地域の特色を活かした学校づくりを進めます。</p> <p>人材バンクの設置、各校の情報交流を図るなど、加東市（ふるさと）の指導者の幅を広げ、総合的な学習の時間を支援します。</p> <p>具体的事業</p> <p>●いきいき学校応援事業【学校教育課】</p> <p>総合的な学習の時間等において、校区の自然・歴史・文化等に詳しい方や児童・生徒の学習をサポートしてくれる方等を学校支援ボランティアとして招致し、学校の活性化及び地域の特色を活かした学校づくりを進めます。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>No.19 心の豊かさを育む教育活動の充実</p> <hr/> <p>命と人権を大切に、思いやりの心を育む道徳教育の充実を図るとともに、児童・生徒理解に基づく生徒指導を充実させます。</p> <p>具体的事業</p> <p>●道徳教育の充実【学校教育課】</p> <p>人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を日常生活の中に活かせるよう、児童・生徒の内面に根ざした道徳性の涵養<small>かんよう</small>に努めるとともに、未来に向けて人生や社会を切り拓く実践的な力を培います。また、学校におけるすべての教育活動の中で、道徳性を培うことができるよう、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との密接な連携を図るほか、道徳教育推進教師をコーディネーター役として、道徳教育の「全体計画」や「年間指導計画」の見直しを行います。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 人権教育課</p>

<p>●人権教育の充実【学校教育課・人権教育課】</p> <p>「人権教育基本方針」や「人権尊重のまちづくり基本計画」、「人権尊重のまちづくり実施計画」に基づき、すべての児童・生徒がさまざまな体験活動や交流を通して人権尊重や共生についての考え方を深め、自己実現と「ともに生きる社会」の構築に向け、主体的に取り組む意欲や態度を育成します。また、人権教育に携わる教職員のスキルアップのための研修を実施するとともに、人権教育のカリキュラムを体系的に整備し、指導方法の改善・充実を図ります。小中学校では、児童・生徒の人権教育を目的に「小中学校人権教育講演会」を開催し、人権教育だけでなく、いじめ防止や子どもたちの健全育成に努めます。</p> <p>●DV（ドメスティック・バイオレンス）防止教育の推進【子育て支援課】</p> <p>互いの人権を尊重する関係を築くため、市内の中学生に対して、デートDVに関する講座を開催します。</p>	
---	--

②魅力ある学校づくり

施策の方向	担当課
<p>No.20 開かれた学校づくり</p> <hr/> <p>学校施設の開放や学校評議員制の導入、学校ホームページ等を活用した情報発信により、地域や保護者との信頼関係のもと、開かれた学校運営を推進します。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●学校施設の開放【教育総務課】</p> <p>学校施設を児童や生徒、市民の活動のために開放します。</p> <p>●学校評議員制の導入【学校教育課】</p> <p>学校経営方針や教育活動の説明、また教育活動の成果を報告するとともに、保護者・地域の意向を積極的に学校経営に反映させ、地域とともに歩む学校づくりを推進します。また、災害等からの子どもたちの安全確保や、子どもたちが自ら体験し学ぶ機会の充実などに向け、地域と学校との連携に取り組みます。</p>	<p>教育総務課 学校教育課</p>
<p>No.21 教育施設・設備の整備、充実</p> <hr/> <p>施設・設備の改修やバリアフリー化の推進について、適正な年次計画により整備を進めていきます。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>No.22 教職員の指導力の向上</p> <hr/> <p>信頼される学校づくりに向け、教職員の研修機会を充実させ、教職員一人ひとりの資質と実践的指導力の向上に努めます。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●加東市教育委員会主催教職員研修会【学校教育課】</p> <p>社会の変化に的確に対応し、豊かな人間性と確かな教育観の確立、教育技術の向上を図るとともに、地域社会の信頼に応える教職員の倫理観の高揚を図ります。研修の実施にあたっては、参加しやすいよう時間、日程等に配慮します。</p>	<p>学校教育課</p>

<p>No.23 保・幼・小・中の連携体制の強化</p> <p>発達障害や不登校傾向等、特別な支援を要する子どもについて、保育所、幼稚園、小中学校が連携を強化することで、小1プロブレム、中1ギャップに対応します。</p> <p>具体的事業</p> <p>●保育所・小学校の連携強化【保育所・学校教育課】 入学前児童（5歳児）の学校訪問を通じて、異年齢の子ども同士の交流・ふれあいの機会を積極的に提供します。また、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。</p> <p>●小中学校の連携強化【学校教育課】 義務教育9年間を通した小中合同の教育研究、小中教員の交流、学校行事等における児童と生徒の交流・交歓、地域との共同行事の実施に加え、「心の教育」「生きる力の育成」の視点から、小中が連携した教育を推進します。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>
---	-------------------------

③就学前教育の充実

施策の方向	担当課
<p>No.24 就学前教育の充実</p> <p>子どもの自主性・社会性の形成を支援し、人間形成の基礎となる豊かな心を育むため、保育所や幼稚園において基本的な生活習慣の指導や、集団遊び、体験活動など、子どもの興味や好奇心に基づいた活動を行います。</p> <p>また、親子ふれあい活動、未就園児の会や子育て相談によって、家庭や地域と連携を深め、「開かれた園づくり」を実践します。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>
<p>No.25 保護者との連携体制づくり</p> <p>学校ホームページの定期的な更新等、保護者へのタイムリーな情報提供等により、保護者との連携を密にし、信頼関係づくりに努めることで、子ども一人ひとりの健やかな発達を促す環境をつくります。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>

2. 特に支援を必要とする児童へのきめ細かな対応

児童虐待の早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至る切れ目のない総合的な支援を行うためのネットワークづくりを進めます。また、子ども一人ひとりの人権が尊重され、家庭内で子どもが親の愛情に包まれながら、いきいきと成長できるまちを目指します。

(1) 虐待防止

地域における人間関係の希薄化が進むにつれ、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。潜在化した虐待をいかに発見し、早期対応につなげるかが課題となっています。

虐待に至ってしまうケースには、多くの問題を重複して抱える家庭が多く、関係機関における情報共有や、家庭、地域、行政や関係機関・団体の連携が不可欠です。

また、子育ての負担は母親に集中する傾向があり、ストレスを溜めないような環境づくりとして、悩みを気軽に相談でき適切な指導が行える体制づくりも必要です。

【具体的な取組】

虐待防止対策の充実

施策の方向	担当課
<p>No.26 虐待の未然防止・早期発見のための施策の充実</p> <hr/> <p>虐待の早期発見に努めるとともに、相互に連携を取り、児童虐待に関する情報の共有と早期対応に努めます。また、子どもを救うために、すべての市民が「虐待が疑われる時はすぐに市へ相談する」という意識を共有できるよう、啓発していきます。</p> <hr/> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭への意識啓発【健康課・子育て支援課】 乳幼児健診での問診、パンフレットの配布、市の広報紙やホームページ等を通じ、保護者への虐待防止の意識啓発を行います。 ●病院における見守り【加東市民病院】 関係機関との連携を密にし、診察時に発見した虐待について関係機関へ通報するなど、適切な処置を行います。 ●保育所・学校等における見守り【保育所・学校教育課】 保育所や幼稚園・学校において、保育士や教員による日常の園児・児童・生徒の観察を大切に、児童虐待の早期発見に努めます。 	<p>健康課 子育て支援課 加東市民病院 学校教育課</p>

<p>●健診等における見守り【健康課】</p> <p>乳幼児健診等において、虐待及びその予備群を早期に発見し、児童虐待の未然防止に努めます。また、健診未受診者の中にも被虐待児が多い可能性があるため、未受診者への訪問を実施します。</p> <p>●全戸訪問の実施【健康課・子育て支援課】</p> <p>乳児がいる家庭のさまざまな悩みや不安を聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立および虐待を防止するため、全戸訪問を実施します。</p> <p>●虐待に対する支援体制の強化【子育て支援課】</p> <p>家庭児童相談員による訪問、相談体制を強化し、児童虐待に対応できるように努めます。また、地域全体が、児童虐待を身近な問題として捉え、協力して虐待防止に取り組めるよう、さまざまな機会を通じて啓発を行います。</p> <p>●養育支援訪問事業【子育て支援課】</p> <p>子どもの養育が困難になっている家庭を訪問し、問題の解決や軽減するための援助を行うことで、乳児がいる家庭の孤立を防ぎ、虐待防止に努めます。</p> <p>●MY TREEペアレンツ・プログラム【子育て支援課】</p> <p>子どもを傷つけてしまう親自身が、自分を大切にし、本来持っている自分の力を発揮できるよう、回復を促すことを目的としたプログラムを実施します。</p> <p>●仲間づくりによる虐待の防止【子育て支援課・児童館】</p> <p>身近に子育ての不安や悩みを相談する親や友人等がない家庭が、児童館の親子活動等に参加できるよう働きかけることで、子育てを相談しあえる仲間づくりのきっかけをつくり、孤立による虐待を防ぎます。</p>	
<p>No.27 きめ細かな相談体制づくり</p> <hr/> <p>関係する各施設において、きめ細やかな相談体制づくりに努め、保護者の不安感や負担感の解消を図ります。</p> <p>具体的事業</p> <p>●相談窓口の周知【健康課・子育て支援課】</p> <p>パンフレットの配布等を通じ、子育て何でも相談、育児何でもダイヤル相談、24時間虐待ホットラインや相談窓口をPRします。また、保育所・幼稚園・学校・児童館等に家庭児童相談室のパンフレットを配布し、啓発に努めます。</p>	<p>健康課 子育て支援課</p>
<p>No.28 虐待防止ネットワークの強化</p> <hr/> <p>家庭、地域、行政と関係機関・団体が相互に連携し、情報共有することによって、子どもが有する問題や置かれている環境を的確に捉え、問題の早期発見・対応に努めます。</p> <p>具体的事業</p> <p>●要保護児童対策地域協議会【子育て支援課】</p> <p>医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等からなるネットワークを整備し、虐待を受けている可能性のある児童を適切に保護するため、情報交換、支援内容の協議を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>

<p>No.29 地域による見守りの強化</p> <p>地域に身近な民生委員・児童委員、主任児童委員と子育て家庭との交流を促進し、子育てに関するさまざまな問題に対する地域での対応力の充実を図るとともに、委員に対する研修等を充実させます。</p> <p>また、子育て世代以外の方々に、虐待問題を意識してもらうための啓発を行います。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●研修の実施【社会福祉課】</p> <p>定例会での研修や、こども家庭センターと連携して虐待に関する研修を行うことを通じ、民生委員・児童委員の虐待に関する知識の向上を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>
---	--------------

(2) 障がいのある子どもへの施策

障がいのある子どもについては、就学前から就学期、就学後、日常生活から学校生活、職業訓練、職業生活に至るまで、一貫した支援体制のもとで自立への支援が行われることが求められています。

現在は、福祉サービスの提供や相談体制の整備のほか、障がいの早期発見、早期対応、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う「特別支援教育」の推進等を行っています。また、平成24年度には「北播磨こども発達支援センターわかあゆ園」において、就学前の療育体制を整備しました。

今後も、各部署や関係機関との連携を図りながら、特別支援センターの設置や、児童発達支援等の児童福祉法に基づく通所サービスの充実、サポートファイルの活用、相談体制の充実など、支援体制の強化に努めます。

【具体的な取組】

障がいのある子どもへの施策の充実

施策の方向	担当課
<p>No.30 障がいの早期発見・適正な療育指導の推進</p> <p>各種健診、相談事業を通じて早期に発見し、診断を受ける体制づくり（発達相談の実施）や、告知後の障がい受容への支援、適正な一次療育（ナーサリールーム）を実施します。また、相談体制や各関係機関との連携を強化し、適切な指導、援助に努めます。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●乳幼児発達相談【健康課】</p> <p>心身の発育・発達について問題のある乳幼児とその保護者を対象に、専門家等の相談及び総合的な発達指導を行い、適切な診断や告知、障がい受容を支援し、保護者の不安や孤独の解消に努めます。また、対象児に必要な環境調整を考え、関係機</p>	<p>健康課 社会福祉課 学校教育課</p>

<p>関との連携を図ります。</p> <p>●ナーサリールーム【健康課】</p> <p>発達上何らかの課題を有する幼児を対象に、小集団での遊びを通して、問題解決を図りながら、より良い子育てや、子どもの心身の健やかな成長を促すための支援を行います。また、専門スタッフによる相談・指導を行います。</p> <p>●特別支援センターの設置【健康課・社会福祉課・学校教育課】</p> <p>発達上何らかの問題を有する児童への適正な療育指導体制を強化するため、より専門的な療育を行う場の設置に向けて取り組みます。</p>	
<p>No.31 保育所・幼稚園・学校等における障がいのある子どもへの支援の充実</p> <hr/> <p>個々の発達の状況に応じた保育・教育を提供し、健やかな成長を支えていきます。</p> <p>具体的事業</p> <p>●保育士・教職員の専門性の向上【子育て支援課・学校教育課】</p> <p>障害児等保育や特別支援教育の充実のため、研修等により保育士や教員の指導力の向上に努めます。</p> <p>●障害児等保育事業【子育て支援課・保育所】</p> <p>適切な関わりや保育ができるよう、保育所と保育士に対する専門研修、保育所巡回による指導、保育相談を実施します。</p> <p>●臨床心理士・保健師による保育所等の訪問【健康課】</p> <p>臨床心理士や保健師が、保育所・幼稚園・認定こども園を訪問し、乳幼児健診後に要支援となった園児の集団場면을観察し、発達・発育の確認を行います。</p> <p>●就学指導の充実【学校教育課】</p> <p>生涯にわたる総合的な教育支援を行うため、関係機関との連携を深め、適正な就学指導を推進します。</p> <p>●スクールアシスタント配置事業【学校教育課】</p> <p>小学校を対象とし、ADHD等により行動面で著しく不安定な児童や、その児童が在籍する学校への支援を行います。支援にあたっては、子どもの依存傾向が強くなりすぎないように留意します。</p> <p>●キッズアシスタント配置事業【学校教育課】</p> <p>幼稚園を対象とし、ADHD等により行動面で著しく不安定な園児や、その園児が在籍する幼稚園への支援を行います。</p> <p>●ノーマライゼーションの普及【学校教育課】</p> <p>今後の共生社会を見通し、一層の相互理解を深めるため、学校において特別支援学校との交流の機会を設け、ノーマライゼーションの普及に努めます。</p> <p>●アフタースクールでの受け入れ【子育て支援課】</p> <p>安全な放課後の居場所をつくるため、小学校6年生までの保育に欠ける児童を、アフタースクールで受け入れます。</p>	<p>健康課 子育て支援課 学校教育課</p>
<p>No.32 障がいのある子どもとその家庭への支援の充実</p> <hr/> <p>各種生活支援サービス等の充実に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

具体的事業

●障害児タイムケア事業【社会福祉課・社会福祉協議会】

障がいのある中学生・高校生の下校後の活動場所を確保し、社会に適應するための生活指導等を実施するとともに、保護者の就労を支援します。

●障害福祉サービスの充実【社会福祉課】

「加東市障害福祉計画」に基づき、障がいのある子どもの日常生活を支える障害児支援サービス（児童福祉法に基づく通所サービス）及び日中活動系サービスの提供基盤を充実させます。

●地域生活支援事業の充実【社会福祉課】

日中一時支援や移動支援、日常生活用具の給付等、障がいのある子どもが自立した日常生活を送るための支援を充実させます。

●北播磨こども発達支援センター事務組合【わかあゆ園】

発達の遅れや障がいを持つ0歳から18歳の子どもを対象に、保護者とともに通園し、リハビリテーションや保育等の療育を行うことで、地域で豊かに楽しく主体的に過ごせるよう支援します。

●補装具の交付・修理【社会福祉課】

身体に障がいのある子どもの日常生活や社会生活を支援するため、補装具の給付または修理を行います。

<p>No.33 経済的支援の充実</p> <hr/> <p>各種手当の充実により、障がいのある子どもとその家庭を支援します。</p> <hr/> <p>具体的事業</p> <p>●特別児童扶養手当の支給【子育て支援課】 20歳未満の身体または精神に中度以上の障がいがある子どもを監護する、親または親に代わって児童を養育している方に手当を支給します。</p> <p>●障害児福祉手当の支給【社会福祉課】 身体または精神に重度の障がいをもつために、日常生活において常時介護を必要とする、在宅の20歳未満の子どもに手当を支給します。</p> <p>●重度心身障害者（児）介護手当【社会福祉課】 非課税世帯かつ、居宅で6か月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方、またはこれと同様の状態であると認められた方を主として介護されている方に手当を支給します。</p> <p>●特別支援教育諸学校就学援助金【教育総務課】 特別支援教育諸学校で教育を受ける児童・生徒に対して、就学援助金を支給します。</p> <p>●特別支援学級就学奨励援助金【教育総務課】 特別支援学級で教育を受ける児童・生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部を援助します。</p> <p>●重度障害者（児）医療費助成【保険・医療課】 身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の障がいのある人に対して、医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。（所得制限あり）</p> <p>●福祉年金支給【社会福祉課】 心身に障がいのある方（子ども）の健全な生活の維持と福祉の増進に寄与することを目的として、福祉年金を支給します。</p>	<p>保険・医療課 社会福祉課 子育て支援課 教育総務課</p>
<p>No.34 相談体制の充実</p> <hr/> <p>保健師、障害者支援専門員、家庭児童相談員などの専門スタッフが、障がいのある子ども及びその保護者の相談に応じます。また、相互連携により、総合的な相談体制の強化を図ります。</p> <hr/> <p>具体的事業</p> <p>●障がいのある子どもの相談支援【社会福祉課】 地域において生活するために必要な情報提供や助言を行います。また、相談支援事業を医療法人へ委託し、ライフステージに合わせた専門的な相談支援を行います。</p> <p>●さぼーとノート・サポートファイルの活用【社会福祉課】 支援の必要な発達障がい等のある子ども等に対して、適切で一貫した支援を行うために、保護者が作成・管理をする「さぼーとノート」、関係者が作成する「サポ</p>	<p>社会福祉課 子育て支援課 学校教育課</p>

<p>ートファイル」の活用を推進し、関係機関の連携強化および情報共有を図ります。</p> <p>●子ども発達支援連絡会【社会福祉課】</p> <p>それぞれのライフステージに応じた適切で一貫した支援を早期に実施するため、関係機関による情報交換、連携強化及び支援体制の構築を目的として、「子ども発達支援連絡会」を実施します。また、連絡会での意見を踏まえた施策の実施を検討します。</p>	
<p>No.35 障がいのある子どもを社会全体で支援する体制づくり</p> <hr/> <p>関係団体への支援やボランティアの育成支援を行います。</p>	
<p>【具体的事業】</p> <p>●社会参加自立支援の促進【社会福祉課】</p> <p>「手をつなぐ育成会」や「身体障害者福祉協議会」等の関係団体への支援を行い、障がいのある子どもの社会参加や自立支援を促進します。</p> <p>●ボランティアの育成【社会福祉協議会】</p> <p>小学生から大学生までを対象に、福祉への関心を深めるとともに福祉人材を育成することを目的に、「青少年ボランティア育成教室講座」を実施します。</p>	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>

II. すべての親が安心して子育てをするための支援

1. 安心して子育てができる環境づくり

すべての家庭が安心して子育てできるよう、子育て支援の質と量の充実、母子の健康づくり、家庭の教育力の向上など、必要な施策に取り組みます。

(1) 子育て支援の質と量の充実

近年、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や子育て支援サービスへの需要はますます増加し、多様化しています。

保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが質の高い幼児期の学校教育・保育を等しく受けられるよう、質と量の向上に取り組みます。

また、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、利用者の希望を把握しながら、多様な子育て支援サービス（地域子ども・子育て支援事業）の提供に努めます。

【具体的な取組】

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

施策の方向	担当課
<p>No.36 幼児期の学校教育・保育の質の向上</p> <p>市全体の幼児期の学校教育・保育の質を向上させることで、子どもたちの健全な育成に寄与します。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●保育士・幼稚園教諭の資質向上【子育て支援課・学校教育課】 社会状況の変化に対応した教育・保育を提供できるよう、研修等の実施により資質向上に努めます。</p> <p>●保育士・幼稚園教諭の適正配置【子育て支援課・学校教育課】 子どもと深く関わる保育士・幼稚園教諭などの職員の配置を適正に行うことで、子どもたちの安全・安心、健全育成に繋がります。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>
<p>No.37 幼保一体化の推進</p> <p>全ての子どもが、質の高い幼児期の学校教育・保育を等しく受けられるよう、幼保一体化を推進します。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●認定こども園の普及【子育て支援課・教育総務課・学校教育課】</p>	<p>子育て支援課 教育総務課 学校教育課</p>

<p>保育所と幼稚園の良いところを一つにした「認定こども園」の普及を図ります。</p> <p>●職員研修の実施【子育て支援課・学校教育課】</p> <p>保育所・幼稚園・認定こども園の教職員を対象に、幼保一体化に関する研修会を定期的実施し、資質向上に努めます。</p>	
<p>No.38 幼児期の学校教育・保育のあり方の検討</p> <hr/> <p>教育・保育の内容や施設のあり方等について総合的に検討することで、より良い教育・保育環境を提供します。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●子ども・子育て会議の開催【子育て支援課・学校教育課】</p> <p>子ども・子育て支援に関する事項について調査・審議するとともに、会議での意見を施策へ反映するよう努めます。</p> <p>●就学前教育・保育施設のあり方等の検討【子育て支援課・教育総務課・学校教育課】</p> <p>保育所や幼稚園、認定こども園の定員や規模、あり方等に関して、総合的に検討します。なお、公立施設については施設の統廃合や民営化等を進めます。</p>	<p>子育て支援課 教育総務課 学校教育課</p>
<p>No.39 就学前教育・保育施設の整備</p> <hr/> <p>必要に応じて施設整備を進め、快適な保育環境を創造します。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●市立保育所、幼稚園の施設整備【子育て支援課・教育総務課】</p> <p>地域の児童数の変化や老朽化に応じ、保育所・幼稚園の修繕、認定こども園の整備を行います。</p> <p>●私立保育所施設整備費補助事業【子育て支援課】</p> <p>施設改修等に係る費用の一部を助成し、快適な保育環境の整備に努めます。</p>	<p>子育て支援課 教育総務課 学校教育課</p>

②多様な子育て支援の提供

施策の方向	担当課
<p>No.40 多様な保育サービスの実施</p> <hr/> <p>すべての家庭が安心して子育てができるよう、多様な保育サービスを提供します。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●延長保育事業【保育所等】</p> <p>必要に応じて、通常の利用日・利用時間以外に保育を実施することで、多様化する保育ニーズに対応します。</p> <p>●子育て短期支援事業【子育て支援課】</p> <p>保護者が疾病等の理由によって児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設などで子どもの養育・保護を行います。</p> <p>●一時預り事業【保育所等】</p> <p>保護者の仕事・出産・冠婚葬祭などの緊急の用事等で、家庭での保育が一時的に</p>	<p>子育て支援課</p>

<p>困難になった場合に、子どもを保育所等で一時的に預かります。</p> <p>●休日保育事業【子育て支援課・保育所等】</p> <p>必要に応じて日曜・祝日に保育を実施することで、多様化する保育ニーズに対応します。また、実施施設数の増加を検討します。</p>	
<p>No.41 ファミリー・サポート・センターの充実</p> <hr/> <p>育児や介護の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が会員となり、育児や介護について助け合えるよう、コーディネートを実施します。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●相互援助活動の充実【ファミリー・サポート・センター】</p> <p>依頼会員の援助依頼に、より迅速・確実に応えることのできる体制を構築するとともに、事業の周知に努めます。</p> <p>●講習会等の充実【ファミリー・サポート・センター】</p> <p>協力会員の養成と専門的な支援を行うための講習を充実させます。</p> <p>●ファミリー・サポート・センター援助活動サポート事業【子育て支援課】</p> <p>自動車が必要な援助依頼に対応できるよう、チャイルドシート、ジュニアシートの貸し出しを行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>No.42 アフタースクール（放課後児童健全育成事業）の充実</p> <hr/> <p>放課後において、保護者が家庭にいない児童が安心して過ごせるよう、遊びと生活の場を用意して健全な育成に努めます。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●アフタースクールの施設整備【子育て支援課】</p> <p>利用者の増加や高学年の受入に対応するため、計画的に施設整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。</p> <p>●指導員への研修の実施【子育て支援課】</p> <p>定期的に研修を実施することで、アフタースクール指導員の資質向上を図ります。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>No.43 病児・病後児保育事業の実施</p> <hr/> <p>病児・病後児保育施設を設置し、病気中や病気からの回復期にあるために、普段通っている学校や園を利用できない子どもを保育します。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>No.44 地域子育て支援拠点事業の実施</p> <hr/> <p>地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談等ができるよう、地域子育て支援拠点事業に取り組みます。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●つどいの広場事業【児童館】</p> <p>主に3歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流する場を提供し、地域の子育て支援の充実を図ります。</p> <p>●まちの子育てひろば【児童館・保育所・社会福祉協議会等】</p> <p>「まちの子育てひろば」を開設し、親子遊びや子育て講座等を行うことで、子育て</p>	<p>子育て支援課 社会福祉協議会</p>

<p>て中の親子の仲間づくりや情報交換が出来る場づくりを進めます。</p> <p>●子育てサロン【社会福祉協議会】</p> <p>子育ての不安やニーズを気軽に話せる場として、子育て中の親子だけでなく誰でも参加できるサロンを開設し、保護者同士や多世代間の交流を促進します。</p> <p>●自主活動への支援【児童館・保育所等・社会福祉協議会】</p> <p>保護者等が主体的な活動を行えるよう、リーダーや支援ボランティアの育成に努めます。</p>	
<p>No.45 出産祝品支給事業の実施</p> <p>新たに子どもを出産された保護者を対象に、子どもの名前や生年月日、子どもへのメッセージ等が揮毫された命名色紙を寄贈することで、出産を祝福するとともに、親子の絆の醸成を図ります。</p>	

③子育てに関する相談体制の充実

施策の方向	担当課
<p>No.46 保護者へのきめ細やかな子育て相談体制の充実</p> <p>各種相談事業において、より利用しやすい雰囲気づくりや相談員の資質の向上を図り、きめ細かい相談体制をつくります。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●家庭児童相談室【子育て支援課】</p> <p>相談員を配置し、子育ての悩み、心配事について窓口や訪問、電話で相談に応じます。また、多様化・複雑化した相談内容に対応できるように、相談員の資質向上に努めるとともに、必要に応じて専門機関との連携を図ります。</p> <p>●子育て相談の実施【児童館・保育所・社会福祉協議会】</p> <p>子育て中の親や子どもが集う施設において、相談を受けることができる体制を整えます。また、自然に悩みが相談できるような雰囲気づくりにも努めます。</p> <p>●子育て何でも相談【健康課】</p> <p>発育発達・育児・栄養等、個々に応じたきめ細やかな相談に努めるとともに、利用しやすい雰囲気づくりに努めます。</p> <p>●いじめ、不登校相談【学校教育課】</p> <p>いじめや不登校など、子どもの悩みや教育に関する悩みに指導主事等が相談に応じます。また、学校・家庭・関係機関との連携強化に努めます。</p> <p>●非行相談【青少年センター】</p> <p>青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的に、相談活動を行います。</p> <p>●子どもの発達何でも相談【社会福祉課】</p> <p>発育・発達や学校生活での悩みに対して、臨床心理士等が相談に応じます。（小学生以上対象）</p> <p>●各相談窓口の連携強化【関係機関】</p> <p>相談内容に応じた適切な支援が提供できるよう、保健、医療、福祉、教育部局が</p>	<p>健康課 社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 青少年センター 社会福祉協議会</p>

情報を共有し、一体的な相談体制づくりに努めます。	
No.47 子育て支援の総合的な窓口づくり <hr/> 子育て支援サービス等に関する問い合わせに、一元的に対応するため、総合的な窓口を設置します。 <hr/> 【具体的事業】 ●利用者支援事業【子育て支援課】 子育て家庭のニーズにあわせて、幼稚園、保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、行政窓口等において、情報提供や相談・援助を行う「利用者支援事業」を実施します。	子育て支援課

(2) 母子の健康づくり

母子の健康増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものであり、子どもの健やかな成長の基礎となっています。

しかし、近年では女性の出産年齢の上昇や子育てによるストレスの増大、食生活の乱れなど、母子を取り巻く環境には大きな変化が現れ、それらの問題に柔軟に対応するための取組が求められています。

本市では、母子健康手帳交付時の個別指導や妊婦への訪問指導、両親への意識啓発を実施しています。今後も妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と、妊婦の不安解消に努めていく必要があります。また、健診の受診率の向上や、未受診者への支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

①母子の健康の確保

施策の方向	担当課
No.48 妊娠期からの一体的な支援体制づくり <hr/> 妊娠期の母親に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全な出産に向けた支援の充実に努めます。また、啓発を行い、両親の子育てについての意識を高めます。 <hr/> 【具体的事業】 ●安心して出産を迎えるための支援【健康課】 妊娠期の母親に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全かつ安心な出産を支援します。また、医療機関等との連携を密にし、支援体制の強化に努めます。 ●母子健康手帳の交付及び健康相談【健康課】 妊婦の健康管理のため、母子健康手帳交付時に個別に面接し、妊娠・出産・育児	健康課

<p>に関する相談に応じます。</p> <p>●妊婦訪問指導【健康課】 妊娠や出産、育児に不安がある妊婦やハイリスク妊婦に対し、家庭訪問や電話による相談や指導を行います。</p> <p>●妊婦健康診査費助成事業【健康課】 妊婦健診にかかる費用の一部について、助成を行います。</p> <p>●パパママクラス【健康課】 妊娠・出産について正しい理解を促すとともに、夫婦それぞれの役割を再認識できるよう支援します。また、妊婦同士の仲間づくりを促進します。</p> <p>●父親への子育て意識の啓発【健康課】 パパママクラスへの父親参加を勧奨し、両親の子育てについての意識を高めます。また、父子健康手帳を配布し、父親の子育て参加を進めます。</p>	
<p>No.49 母子保健事業の充実</p> <hr/> <p>母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母子保健事業を充実させ、母子の健康保持・増進に努めます。</p> <p>具体的事業</p> <p>●各種健診・相談事業【健康課】 母子を取り巻く環境変化にあわせて各種母子保健事業を充実し、母子の健康保持・増進に努めます。また、健診、相談を通じた育児支援を強化します。</p> <p>●特に支援が必要な子ども・家庭への指導【健康課】 先天性異常、多胎児、障がいのある子どもなど、特に支援が必要とされる子どもとその家庭に対し、専門スタッフによる相談や訪問など、個々に応じたきめ細やかな対応を行います。ハイリスクケースについては、早期に関係機関と情報共有、連携強化を図るとともに、各機関の役割分担を明確にし、支援を行います。</p> <p>●乳幼児の事故防止の啓発【健康課】 乳幼児健診等でのリーフレット配布や育児指導、ポスター掲示など、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行い、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発を行います。</p> <p>●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【健康課・子育て支援課】 保健師が全戸家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育・発達の観察や、保護者への育児相談・指導等を行います。</p> <p>●低出生体重児訪問指導【健康課】 低出生体重児の訪問指導を実施し、支援に努めます。</p> <p>●4か月児健診【健康課】 小児科医師の診察、身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談、離乳食講話を行います。</p> <p>●10か月児相談【健康課】 身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談、離乳食講話を行います。</p> <p>●1歳6か月児健診【健康課】 小児科医師の診察、歯科健診、身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、育児の負担感や発達に関する課題がある場合は、臨</p>	<p>健康課 子育て支援課 学校教育課</p>

<p>床心理士による助言を行います。</p> <p>● 2歳児育児教室【健康課】</p> <p>歯科衛生士の歯磨きチェック・指導、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。また、育児の負担感や発達の課題がある場合は、臨床心理士による助言を行います。</p> <p>● 3歳児健診【健康課】</p> <p>医師の診察、歯科健診、身体計測、目と耳のアンケート、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、言語発達の課題がある場合には、言語聴覚士による助言を行います。</p> <p>● 5歳児発達相談事業【健康課】</p> <p>5歳になる子どもの保護者を対象に、就学に向けての準備や子育てについて考える機会が持てるよう支援します。</p> <p>● 母子保健連絡会【健康課・子育て支援課・学校教育課】</p> <p>保健センターと関係機関（保育所、幼稚園、教育委員会、子育て関係機関）との連絡会を開催し、連携の強化を図ります。</p>	
<p>No.50 歯科保健対策の推進</p> <hr/> <p>乳幼児歯科保健事業を充実させ、生涯を通じた歯の健康づくりを支援します。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>● 1歳6か月児、3歳児歯科健康診査の実施【健康課】</p> <p>1歳6か月児、3歳児歯科健康診査を実施し、歯科衛生士による歯磨きチェックと歯磨き指導を行います。</p> <p>● 2歳児育児教室の実施【健康課】</p> <p>2歳児育児教室において、歯科衛生士による歯磨きチェックと歯磨き指導を実施します。また、栄養士による食事指導を実施します。</p> <p>● まちぐるみ総合健診時の歯科相談の実施【健康課】</p> <p>まちぐるみ総合健診時に医師の診察、歯科衛生士の個別指導を実施します。</p> <p>● 健康展等での歯科相談の実施【健康課】</p> <p>健康展等において、歯科衛生士による個別指導、相談を実施します。</p>	健康課
<p>No.51 感染症予防と予防接種の普及啓発</p> <hr/> <p>感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、予防接種事業は関係機関と連携し実施します。</p>	健康課

②食育の推進

施策の方向	担当課
<p>No.52 食に関する学習の機会づくり</p> <hr/> <p>各種教室・相談を通して、妊娠期からの食についての指導や、発達段階に応じた栄養指導を行い、健全な食習慣の推進を支援します。</p>	健康課

<p>具体的事業</p> <p>●各種健診・相談事業における指導【健康課】 4か月児健診時の離乳食講話、10か月児育児相談において、離乳食についての理解を深められるよう、指導や相談を実施します。</p> <p>●もぐもぐ教室【健康課】 離乳食の進め方、調理方法をより具体的に理解してもらうため、実習を通じた指導を行います。</p> <p>●妊娠期の食生活についての指導【健康課】 パパマクラスにおいて、妊娠期の食事についての講話（試食含む）を行い、家庭での食生活の大切さを十分伝え、実践できるように支援します。</p>	
<p>No.53 関係団体との連携強化</p> <p>-----</p> <p>いすみ会（食生活改善推進員）、保育所、小学校、子育てサークル等と連携しながら、子どもの正しい食習慣の定着を支援します。食育の日や、地産地消による家庭料理や郷土料理の普及についても、連携を取りながら推進していきます。</p>	健康課
<p>No.54 市全体への食に関する意識啓発</p> <p>-----</p> <p>各種事業（健診、相談、健康展、広報紙、ケーブルテレビ、リーフレット配付等）を通じ、健康づくりや食育についての情報提供を行い、食に関する意識啓発を行います。また、イベント等を通して、地産地消を推進します。</p> <p>また、「食事バランスガイド」「食生活指針」「日本人の食事摂取基準」などを参考に、相談を実施します。</p>	秘書広報課 地域情報センター 健康課 農林課

（3）家庭教育の学習機会の充実

核家族化や近隣関係の希薄化や、親自身の規範意識の低下等を背景に、家庭の教育力の低下が指摘されています。今後も、講演会等の開催を通じて、子育て家庭への啓発に努めていきます。

ニーズ調査の結果では、子育てについて気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」に次いで「友人や知人」が高い割合となっていました。友人・知人への相談が多いことを踏まえて、学習や交流・体験等を通じた仲間づくりの場を創出に努めます。

また、「大学があるまち」の強みを生かすため、市と兵庫教育大学が中心となり「輝く加東まちづくりコンソーシアム」を設立しています。その一環として、市と同大学が連携して「子育て支援講座」を実施するなど、子育てや教育に関する知識を普及していきます。

【具体的な取組】

家庭の教育力の向上

施策の方向	担当課
<p>No.55 家庭の教育力を育成するための啓発活動</p> <p>子どもに対する教育のはじまりの場である家庭の教育力の向上のため、保護者への学習機会の充実や家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●家庭教育の重要性の意識啓発【子育て支援課・学校教育課・生涯学習課】 各保育所、幼稚園、学校、児童館等における子育て講演会、教育講演会などの開催により、家庭教育力の向上に努めます。また、家庭児童相談室、児童館等において保護者が子育てに取り組む姿勢を指導します。</p> <p>●子育て支援講座の開催【子育て支援課・兵庫教育大学】 児童館等において大学教員を講師に子育てに関する講座を開催し、保護者への知識普及に努めます。</p> <p>●子育て講演会・教育講演会等への支援【生涯学習課】 保護者向けの講演会を実施します。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 生涯学習課</p>

（４）経済的支援

子育てには、養育費や教育費、医療費など、経済的負担が多く、支援を望む声が多くあります。特に、近年の経済不況の影響により、子育てにかかる経済的負担感が増加していることが想定されます。

受益者負担の視点と低所得者への配慮を勘案しながら、より多くの子育て家庭の経済的負担感を軽減できる支援を提供する必要があります。

また、さまざまな機会を活用して、各種手当・制度の周知に努め、利用促進につなげていきます。

【具体的な取組】

子育て家庭への経済的支援

施策の方向	担当課
<p>No.56 児童手当等の支給による経済支援</p> <p>児童手当等の支給を通じ、子育て家庭における経済負担の軽減に努めます。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●児童手当の支給【子育て支援課】 中学校修了前の児童を養育している方に対して手当を支給します。(所得制限有)</p>	<p>保険・医療課 子育て支援課 教育総務課</p>

●乳幼児等・こども医療費の助成【保険・医療課】

乳幼児等・こども医療費の一部を助成します。(所得制限有り。ただし、0歳児については所得制限なし) 0歳から中学校3年生まで、外来・入院とも自己負担はありません。

●未熟児養育医療助成制度【保険・医療課】

医師が、入院による養育が必要と判断した未熟児に対して、保険適用となる入院医療費の自己負担額及び入院時食事療養費に係る自己負担額の全額を助成します。

●就学援助【教育総務課】

経済的理由によって就学困難と認められる小中学校の児童・生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助します。

●奨学金給付【教育総務課】

経済的理由等により高等学校への就学が困難な生徒に対して、一定額の奨学金を支給します。

●遠距離児童生徒通学援助【教育総務課】

加東市立の小中学校に遠距離通学する児童・生徒の保護者に対して、通学費の一部を援助します。

●自転車通学ヘルメット購入費補助【教育総務課】

加東市立の中学校に通学する生徒の保護者に対して、通学用ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助します。

2. 子育てと仕事の両立の推進

すべての人が、仕事と家庭の両立した「ワーク・ライフ・バランス」がとれた生活を送れるよう、働き方の見直しや、職場や家庭における男女共同参画の推進を図ることで、「結婚したい」「子どもを生みたい・育てたい」と思えるような環境づくりを目指します。

(1) 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

多くの子育て家庭が直面する問題が、子育てと仕事の両立です。

かつては、父親が仕事をし、母親は家庭で家事・育児をすることが一般的でした。しかし、現在では女性の社会進出が進み、子どもをもっても働き続けることを希望する女性が増えています。

一方、ニーズ調査の結果では、約半数の女性が妊娠・出産を機に仕事を退職しており、母親の育児休業の取得率は約30%に留まっています。また、男性の育児休業の取得率は約1%でした。

子育て中の労働者が仕事と子育てを両立できるよう、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりや職場への復帰支援など、子育て家庭に優しい環境づくりに取り組みます。また、男性の育児参加の促進のため、男女共同参画の家庭への啓発を図ります。

【具体的な取組】

子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

施策の方向	担当課
<p>No.57 子育てしやすい職場環境づくり</p> <hr/> <p>仕事と生活のバランスが取れる、働きやすく子育てしやすい環境づくりについての意識啓発を行います。また、男女が共同して家庭責任を果たし、ともに自立した生活を送ることができるよう、家事・育児・介護などをテーマにした学習機会の提供と意識啓発に努めます。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ワーク・ライフ・バランス」の推進【地域振興課・人権教育課】 加東市企業人権教育協議会の社員研修会において、男女共同参画を視点においた研修を充実させ、企業啓発を行います。また、広報活動に努めるとともに、企業巡回を実施し、取組状況の確認や実施への要請を行います。 ●育児休業・介護休業等取得制度の定着促進【総務課・地域振興課・人権教育課】 育児休業取得についての職場の理解を深めるため、広報紙やパンフレット、ポスター等の活用をはじめ、さまざまな機会を通じて意識啓発に努めます。また、男性 	<p>総務課 地域振興課 人権教育課</p>

<p>も含めた育児・介護休業制度の周知と活用促進を図ります。特に、行政機関から率先して、育児休業や育児短時間勤務などを取得しやすい職場環境づくりを推進し、部分休業や育児短時間勤務などの取得向上に努めます。</p> <p>●短時間勤務制度等の活用促進【総務課】</p> <p>育児・介護休業法の改正に伴って義務化された、短時間勤務制度や所定外労働の免除等について活用を促進します。</p>	
--	--

(2) 男女共同参画の家庭への啓発

ニーズ調査では、半数以上の家庭が「父母がともに子育て・教育を行っている」と回答され、積極的に育児へ協力する男性が増加していることが伺えます。

しかし、「母親だけで子育て・教育を行っている」と回答された家庭も約4割に上ったことから、「家事・育児は女性の仕事」という固定的な性別役割分担意識も、いまだに残っています。

今後も引き続き、男女共同参画について学習する機会を提供し、固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同による子育てを推進していきます。

【具体的な取組】

男女共同参画の家庭への啓発

施策の方向	担当課
<p>No.59 男女共同による家事・育児の促進</p> <p>-----</p> <p>男女が共同して家庭責任を果たし、ともに自立した生活を送ることができるよう、「第2次男女共同参画プラン」に基づき、セミナー等を充実させ、「男女共同参画社会」について啓発します。</p> <p>-----</p> <p>【具体的事業】</p> <p>●男女共同参画セミナー【人権教育課】</p> <p>セミナーや研修会を通して、男女共同参画に関する正しい理解や意識啓発に努めます。また、男女共同参画に関する市民の自主的な学習グループ活動の活性化を図ります。</p>	<p>人権教育課</p>

(3) ひとり親家庭への支援

近年、社会環境や生活環境の多様化、個人の価値観の変化などによる離婚や非婚での出産の増加に伴い、母子・父子世帯が増加しています。

本市では、ひとり親家庭に対する支援として、経済的支援のほか、職業訓練や生活相談など自立に向けた支援を行っています。増加する母子・父子家庭に対して、今後も支

援を充実し、子どもが環境に左右されず、健やかに成長できる体制をつくる必要があります。

【具体的な取組】

ひとり親家庭に対する支援の充実

施策の方向	担当課
<p>No.60 ひとり親家庭に対する支援</p> <hr/> <p>ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、母子・父子自立支援員や家庭児童相談員による相談体制、日常生活の支援、就業支援などを行います。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子・父子自立支援員による相談【子育て支援課】 ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談・指導等、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。 ●家庭児童相談員による相談【子育て支援課】 家庭で児童を養育していくうえでのさまざまな悩み、心配事について相談に応じます。 ●自立支援教育訓練給付金【子育て支援課】 公共職業訓練や職場適応訓練を受ける場合に、雇用保険の受給資格者以外の者であって一定の要件に該当する場合に、教育訓練の受講に係る経費の一部を助成します。 ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金等【子育て支援課】 看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関等で修業する場合に支給します。 	子育て支援課
<p>No.61 ひとり親家庭に対する経済的支援</p> <hr/> <p>各種手当の充実に努め、ひとり親家庭を経済的に支援し、生活の安定、自立支援を目指します。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給【子育て支援課】 父母の婚姻解消等により父または母と生計を同じくしない児童を養育している方に手当を支給します。また、父または母が重度の障がい有する場合も、同様に手当を支給します。(いずれも所得制限有り) ●母子父子寡婦福祉資金の貸付【子育て支援課】 ひとり親家庭の経済的自立と、扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金、技能習得資金等の貸付けを行います。 ●母子家庭等医療費の助成【保険・医療課】 18歳に達した年度の末までの児童、または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父及び児童、遺児の受給対象者に対して医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。(所得制限あり) 	保険・医療課 子育て支援課

Ⅲ. みんなで子育てを応援するまちづくり

1. 地域の子育て応援の輪づくり

子育てを安心して行うことができるよう、地域での見守りやネットワークの強化を推進し、地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進します。

(1) 地域のネットワークづくり

ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者の7.2%、小学生の保護者の5.9%が、「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいない」と回答され、周囲から孤立した子育て家庭があることが分かります。こうした家庭を支援するために、すべての子どもを地域全体で育て、見守っていく社会づくりが大切です。

核家族化や近所づきあいの希薄化が進む中、地域全体での子育てを進めるためには、お互いの顔が見える関係づくりが必要です。民生委員・児童委員が中心となり、関係機関と連携しながら地域ニーズの把握ときめ細やかな対応に努めていきます。

また、近年は、かつてよく見られた地域の子ども同士で年齢に関係なく大勢で遊ぶ姿が少なくなりました。さまざまな世代の子ども同士の交流により、友だちとの関わり方や責任感、人の立場に立って考えることを学ぶ機会づくりが大切であるといえます。

【具体的な取組】

①顔の見える地域づくり

施策の方向	担当課
No.62 地域交流・助け合い活動の促進	
子どもや子育て家庭を見守り、支え合う地域社会づくりに向け、地域との協働による子育て支援の取組を推進するとともに、関係機関・団体の連携を密にし、地域に根ざした子育て支援策の充実を図ります。	
【具体的事業】	社会福祉課 社会福祉協議会
●小地域福祉活動【社会福祉協議会】	
誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、住民が力を合わせて協力しあいながら進める自主的な活動を支援し、地域での見守り体制づくりに取り組みます。さらに、子育て世代自らが活動へ参画できるような事業展開に努めます。	
●活動拠点づくり【社会福祉課・社会福祉協議会】	
子どもや保護者との交流や、相談など、気軽に集える活動拠点づくりに努めます。時間にゆとりのある高齢者と子どもたちが、相互に見守るしくみづくりについて検	

<p>討します。</p> <p>●連携の強化【社会福祉課】</p> <p>地域内の福祉問題の解決、助け合い活動のネットワークづくりを進めるために、民生委員・児童委員・民生児童協力委員、自治会、婦人会等と協力しながら地域でのきめ細やかな見守り・助け合い活動に取り組みます。</p>	
<p>No.63 子ども同士のつながりの強化</p> <p>-----</p> <p>異年齢の子ども同士で学び合える縦のつながりを強め、豊かな人間関係づくりに努めます。</p>	
<p>【具体的事業】</p> <p>●たてわり活動【保育所・学校教育課】</p> <p>保育所や小学校において縦割りによる活動を行い、年齢や学年を超えた交流を促進します。また、地区の子ども同士のつながりを強めるため、地区ごとの遊びや活動をさらに増やすよう取り組みます。</p> <p>●アフタースクール【子育て支援課】</p> <p>子どもの安全を確保し、温かい見守りに加えて、日々の生活の中で多くの体験を通して健全な育成を図ることを目指します。</p> <p>●ひょうご放課後プラン（地域子ども教室型）【生涯学習課】</p> <p>放課後や週末における、スポーツや文化活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。また、各地区での実施に向けた環境づくりを支援します。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 生涯学習課</p>

（２）地域の教育力の向上

近年、地域の教育力が「以前と比べて低下している」と感じる保護者も多く、家庭・学校のみならず、地域のさまざまな人たちとの交流や体験を通じた子どもの育ちが求められています。

地域活動の活性化により、交流・体験機会を充実するとともに、地域全体で子どもを育て、見守っていくことの重要性を啓発し、子どもや親子の地域活動への積極的な参加を促していくことも必要です。

【具体的な取組】

①地域の交流を通じた教育力の向上

施策の方向	担当課
<p>No.64 地域の活動を通じた「子育て力」の醸成</p> <p>-----</p> <p>各事業を通じた世代間交流活動等を支援することで、地域の教育力・福祉力を高めます。</p>	<p>子育て支援課 生涯学習課 社会福祉協議会</p>

<p style="text-align: center;">具体的事業</p> <p>●世代間交流事業【子育て支援課・児童館・生涯学習課】 保育所、学校、子ども会、自治会、老人クラブ等の共同による行事の開催など、幅広い年齢層がともに集える事業を促進します。</p> <p>●小地域福祉活動【社会福祉協議会】 地域住民が主体となって実施する、多世代のふれあい交流や子どもの見守り活動といった地域内の福祉活動について、市内全域での実施を目指して普及啓発及び活動支援に取り組みます。</p> <p>●スポーツ活動を通じた地域の交流促進【生涯学習課】 新たな企画を盛り込んだ各種大会の実施や、スポーツ推進委員の企画によるイベントの創出を図ります。特に、子ども達が企画・参加できる要素をより多く盛り込み、実施していきます。</p>	
--	--

②地域の子育て人材づくり

施策の方向	担当課
<p>No.65 子育てサークル活動の支援</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>活動環境や運営方法についての助言を行うなど、自主的な子育てグループの結成を支援します。</p> <p>また、グループが地域の身近な場所で活動できるよう、場所の確保、運営の助言、協力者・ボランティアの調整等の支援を行います。</p>	子育て支援課 (関係各課)
<p>No.66 サークルを支援する各機関の連携強化</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>関係機関が情報交換を行うことで、支援の充実につなげます。また、人材育成、サークルの活性化、ニーズの把握を行い、支援方針の統一化を図ります。</p>	
<p>No.67 サークル同士による交流の促進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>市内の子育てサークルの交流会を実施し、活動の違いを超えた交流の場を提供します。また、各サークルと児童館の連携を強化することで、各児童館の長所を生かせるよう努めます。</p>	
<p>No.68 子育てボランティア・子育てサポーターの育成</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>地域の人材を子育て支援に活用するため、ボランティアの発掘と育成に努めます。</p> <p>また、子育てサークル等において、子育て当事者や子育てOBが、子育てサポーターとして活躍できる環境を整えます。</p>	

(3) 情報の提供

子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや問題を解決していくためには、「サービスや支援に関する情報が適切に行き届くこと」が重要です。

現在、広報かとうやパンフレット、市ホームページ、市ケーブルテレビなど、さまざまな媒体を用いて情報を発信しています。

今後も多様な媒体を活用して広く周知していくとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細やかな配慮に努めます。

【具体的な取組】

子育て情報提供サービスの充実

施策の方向	担当課
<p>No.69 子育て情報の提供</p> <hr/> <p>広報紙、ホームページ、パンフレットやチラシなどのさまざまな媒体を通じて、子育てに関する情報や施設、イベントを周知します。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市広報紙等による子育て情報の充実【秘書広報課】 各種健診や児童館、図書館等の情報を定期的に掲載し、情報発信します。また、定期的に子育て支援に関する特集を掲載します。 ●インターネット・ケーブルテレビにおける子育て情報の充実【総務課・地域情報センター】 市からのお知らせや、各施設で実施している事業内容について、情報提供を行います。 ●子ども・子育て支援事業計画の周知【子育て支援課】 市広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等、多様な媒体を活用し、計画の内容を公開し、市民への周知を図ります。 ●まちなの子育てひろば情報【社会福祉協議会】 保育所の情報、まちなの子育てひろばの活動や子育てイベントなどのお知らせを掲載し、市内保育所や公共施設、子育てサークル等へ配布します。 	<p>秘書広報課 地域情報センター 総務課 生涯学習課 社会福祉協議会</p>

2. 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり

子どもを取り巻く住居、遊び場等の整備による生活環境の質の向上を図り、「子育てバリアフリー」の実現を目指します。また、安心して子どもを産み、育てることができる医療体制の充実とともに、子どもを犯罪や交通事故などから守るための取組や、地域での見守り体制を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 快適な環境づくり

子どもが健やかに生まれ育つためには、居住空間はとても重要です。子どもと子育て家庭にとってゆとりのある良質な住環境の提供に取り組みます。

また、地域の公園は子どもの屋外の遊び場としてばかりでなく、地域住民の憩いの場として大切なものであり、それぞれの地域性に配慮した整備が必要であることから、地域全体の協力のもとで進めることが大切です。

【具体的な取組】

① 良質な住環境の提供

施策の方向	担当課
<p>No.70 ゆとりある住環境の提供</p> <p>子どもと子育て家庭にとってゆとりのある良質な住環境の確保とともに、市営住宅の適切な維持管理に努めます。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●良質な住環境の提供【都市整備課】 子育て家庭にゆとりある居住環境を確保できるよう、計画的に市営住宅の改修を行うとともに、良質な住宅供給に努めます。 ●周囲の環境との一体的な住宅計画の推進【都市整備課】 市営住宅と一体的な子どもの遊び場や集会室等の維持管理に努め、子育て家庭にとって快適な住環境づくりを推進します。 ●シックハウス対策の推進【都市整備課】 市営住宅の改修時等に用いられる材料の安全性を確認し、シックハウス問題など、住宅に起因する健康被害の防止に努めます。 	都市整備課

② 子どもがのびのびと過ごせる遊び場づくり

施策の方向	担当課
<p>No.71 公園の整備促進</p> <p>子どもたちや親子が身近で楽しめる遊び場となるよう、整備や経年</p>	土木課

劣化した施設の修繕、改築等に努めます。	
<p>【具体的事業】</p> <p>●地域に即した公園の整備【土木課】 公園については、既存施設で需要を充足していることから、新規設置の計画はありません。区画整理事業等により新たに設置する場合は、地域の実情に即した公園を、地域との協働のもとに整備します。</p> <p>●遊具の設置等の整備【土木課】 遊具等の安全点検を定期的実施し、劣化や損傷の進行を未然に防止する対策を講じるとともに、劣化が進行している遊具から計画的に更新します。</p> <p>●美しい遊び場環境の提供【土木課】 公園の定期的な清掃や除草、高木の剪定や芝生の刈込を行い、景観的に美しく、清潔な遊び場環境の維持に努めます。</p>	

(2) 安全・安心な環境づくり

子どもが地域で安全・安心に暮らしていくことができる環境づくりは、次代を担う子どもの育成において欠かせない重要な課題です。

医療環境については、いつでも、だれでも、安心して医療が受けられる体制整備が重要です。医師確保に努めるとともに、広域的な取組により、安心して受診できる環境整備を進めます。

また、近年、子どもが被害にあう交通事故や凶悪犯罪が増加しています。子どものかけがえのない命を守るために、通学路の安全確保や防犯活動の推進に積極的に取り組んでいきます。

【具体的な取組】

①小児医療の充実

施策の方向	担当課
<p>No.72 広域的な小児救急医療体制の整備</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>小野市加東市医師会及び北播磨地域の小児救急医療施設との連携を図ります。</p> <p>加東市民病院では、常勤の小児科医師による小児医療を実施しています。今後も地域住民が安心して暮らせるよう、医師確保や医療体制の充実に取り組みます。</p>	<p>健康課 加東市民病院</p>
<p>No.73 かかりつけ医づくりの推進</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>子どもの健康管理のため、新生児訪問や乳幼児健診等で啓発するなど、身近なかかりつけ医づくりを推進します。</p>	<p>健康課</p>

②有害環境の浄化

施策の方向	担当課
<p>No.74 有害図書自販機の設置防止</p> <p>有害図書等自販機の設置防止や監視を行い、健全な環境づくりに努めます。</p>	<p>学校教育課 青少年センター</p>

③公共施設・道路環境の整備

施策の方向	担当課
<p>No.75 道路の段差解消</p> <p>市内の幹線道路において、子どもの通行や車椅子、自転車などの利用に支障をきたす箇所については、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいた改善を順次実施します。今後の整備にあたっては、利用状況の把握に努め、緊急を要する箇所、公共施設周辺など利用者の多い箇所から計画的に改善を進めます。また、国・県道についても、管理者に改善を要望していきます。</p>	<p>土木課</p>
<p>No.76 子育て支援設備の整備</p> <p>公共施設に、オムツ替えスペースや親子で入れるトイレなどを設置するとともに、ベビールームやベビーベッドなどの子育て支援設備を整備します。</p>	<p>関係機関</p>

④子どもの交通安全の確保

施策の方向	担当課
<p>No.77 通学路の安全確保</p> <p>子どもが交通事故の被害に遭わないため、学校・PTA・地域住民と連携を図り、要望や通学路の見回り結果に基づき、カーブミラー・啓発看板・標識の設置を進めるとともに、必要な交通規制や信号機の設置を警察に要望し、交通事故から子どもを守るための安全確保を図ります。</p>	<p>防災課</p>
<p>具体的事業</p> <p>●交通安全施設の整備【防災課】</p> <p>通学路にある見通しの悪い交差点などに、カーブミラーの設置を進めます。また、事故多発箇所等には、注意喚起看板や啓発看板の設置を進めます。</p>	
<p>No.78 交通安全推進活動の充実</p> <p>児童・生徒に対する交通安全教育を充実するとともに、運転者等に対する交通ルール、交通マナーの向上について、警察・交通安全協会と連携した啓発事業を推進します。</p>	<p>防災課</p>

<p>具体的事業</p> <p>●交通安全推進活動への助成【防災課】 各地区の自治会、老人会等の団体による交通安全推進活動に対し、活動に必要な経費の補助を行うことで、活動の充実を図ります。</p> <p>●交通安全教室の実施【防災課】 警察や交通安全協会と連携し、保育所、幼稚園、小・中学校での、啓発ビデオ鑑賞や信号機を使った歩行訓練、自転車の正しい乗り方の指導などを行います。また、通学時の自転車指導を実施するほか、生徒に交通安全効果の高い自転車用反射板を配布します。</p>	
--	--

⑤子どもを犯罪被害から守るための活動の推進

施策の方向	担当課
<p>No.79 防犯灯・防犯カメラの設置</p> <p>市内の生徒の要望を基に、通学路等に防犯灯を設置し、要望箇所への設置率が90%を上回るよう整備を進めます。また、新たな対策箇所の調査を実施し、さらに通学路の安全確保を図ります。</p> <p>また、主要な通学路や公共的空間で不審者出没情報のある箇所等に、防犯カメラの設置を進めるとともに、自治会での防犯カメラ・センサーライトの設置に対し、補助金を交付します。</p>	防災課
<p>No.80 防犯に関する情報提供</p> <p>兵庫防災ネットの携帯電話メールサービスを利用した「かとう安全安心ネット」による犯罪・防犯情報の配信、ケーブルテレビ等による情報提供を実施します。保育所、幼稚園、学校等を通じてチラシを配布するなど、メールサービスへの加入を促進します。</p>	防災課
<p>No.81 防犯対策の推進</p> <p>児童・生徒に対し、防犯ブザーの携帯や、集団登校・集団下校の実施による安全な登下校を指導するとともに、個々の危機管理能力を高め、自分の身は自分で守る意識を定着させていきます。</p>	学校教育課
<p>No.82 保育所・学校等の安全対策の推進</p> <p>保育所、幼稚園、認定こども園、学校内の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、県警ホットラインや非常ベル通報器、防犯カメラなどの防犯設備を整備し、園・校内の巡視の強化、危険箇所の点検などに取り組みます。また、教職員の防犯意識の高揚のため、講習会を実施します。</p>	子育て支援課 教育総務課 学校教育課
<p>No.83 地域ぐるみの防犯活動の推進</p> <p>「こども110番の家」などの、子どもの駆け込み場所の設置や、まちぐるみ防犯グループ活動を通じ、子どもたちへの声かけ・見守り活動を行うことで、地域の子どもは地域で育てるという意識を高</p>	防災課 学校教育課 青少年センター

<p>め、地域の防犯力の向上を図ります。</p> <p>具体的事業</p> <p>●まちづくり防犯グループ活動【防災課】 各地区の自治会、老人会、婦人会、PTA等の団体によるまちづくり防犯グループに対し、活動に必要な経費への補助金を交付することにより、支援を行います。また、活動内容の充実・人材育成に向け、研修会の開催や、各グループ間の交流促進などの方策について検討します。</p> <p>●防犯パトロールの実施【防災課・青少年センター】 通学時間において、青色回転灯を灯火した公用車による防犯パトロールを行います。</p> <p>●ひょうごハート・ブリッジ運動【青少年センター】 地域の人が地域の子どもたちに対して見守りや温かい声かけを行うなど、地域の大人と子どもがともに顔のみえる関係を築くことを促進します。</p> <p>●子ども110番の家【学校教育課】 子どもがトラブルに巻き込まれそうになったときに逃げ込める一時避難場所として、「子ども110番の家」を地域の民家や商店、公共施設等に設置します。また、制度や場所の詳細についてPTAに啓発していきます。</p>	
<p>No.84 青少年の健全育成活動の推進</p> <p>青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、地域と連携しながら、通学路の安全確保や補導活動などに取り組みます。特に、有害なネット環境から子どもを守るため、「加東市ネット見守り隊」を中心に、地域・学校・保護者と連携しながら、さまざまな取り組みを進めていきます。</p> <p>また、子どもの人権をテーマとした講演会の開催や、「こども共育懇談会」の開催支援により、子どもの犯罪や非行のない地域社会づくり活動を推進します。</p>	<p>学校教育課 人権教育課</p>
<p>No.85 防犯意識の高揚</p> <p>防犯意識の高揚のため、市内の危険個所についての情報提供や、市の広報紙、チラシ等を活用した啓発に努めます。</p>	<p>防災課</p>
<p>No.86 防犯ネットワークの形成</p> <p>防犯活動を行っている各種団体、機関の連携を密にし、総合的な防犯協力体制づくりを強化します。</p>	<p>関係機関</p>

第5章 今後5か年の主要事業の 「量の見込み」と「確保方策」

(1) 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を設定し、その区域ごとに、平成27年度から31年度までの5年間の「量の見込み（利用ニーズ）」、提供する「確保の内容」、その「実施時期」を定めることとされています。

提供区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域を定めることとされています。

本市においては、市内のニーズを柔軟に吸収し、効率的に提供体制が整えられるよう、市全体を1つの区域として設定します。

(2) 教育・保育事業の提供

■施設・事業の分類

分類	施設・事業	
教育・保育事業	教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育 居宅訪問型保育、事業所内保育

■認定区分と提供体制

認定区分		提供施設
1号	3～5歳で幼児期の 学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳で保育が必要	保育所、認定こども園
3号	0～2歳で保育が必要	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

年 度		平成 27 年度				平成 28 年度			
認定区分		1 号	2 号		3 号	1 号	2 号		3 号
			教育コース	左記以外			教育コース	左記以外	
①量の見込み (必要利用定員総数)		195 人	40 人	769 人	463 人	193 人	39 人	762 人	456 人
②確保 の内容	特定教育・ 保育施設	195 人	10 人	687 人	437 人	193 人	39 人	753 人	439 人
	地域型 保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①		0	△30	△82	△26	0	0	△9	△17

年 度		平成 29 年度				平成 30 年度			
認定区分		1 号	2 号		3 号	1 号	2 号		3 号
			教育コース	左記以外			教育コース	左記以外	
①量の見込み (必要利用定員総数)		194 人	39 人	764 人	448 人	194 人	39 人	765 人	440 人
②確保 の内容	特定教育・ 保育施設	194 人	39 人	764 人	448 人	194 人	39 人	765 人	440 人
	地域型 保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0

年 度		平成 31 年度			
認定区分		1 号	2 号		3 号
			教育コース	左記以外	
①量の見込み (必要利用定員総数)		191 人	39 人	751 人	433 人
②確保 の内容	特定教育・ 保育施設	191 人	39 人	751 人	433 人
	地域型 保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①		0	0	0	0

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供

■事業の分類

分類	事業名	
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	子育て援助活動支援事業
	放課後児童健全育成事業	利用者支援事業
	子育て短期支援事業	乳児家庭全戸訪問事業
	地域子育て支援拠点事業	養育支援訪問事業
	一時預かり事業	妊婦健診事業
	病児・病後児保育事業	

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

延長保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、必要に応じ、通常の保育時間を延長して保育を行います。

【量の見込みと確保方策】

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	383 人	378 人	375 人	372 人	366 人
②確保方策	383 人	378 人	375 人	372 人	366 人
②-①	0	0	0	0	0

【実施方針】

保護者の就労状況等、各家庭の状況にあわせた利用ができるよう、全ての保育所、認定こども園で実施します。

地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

児童館や保育所など、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流（ひろば活動）や育児相談、情報提供等を実施し、地域の子育て家庭を支援します。

【量の見込みと確保方策】

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	39,612 人	38,988 人	38,340 人	37,680 人	37,056 人
②確保方策	39,612 人 (3 か所)	38,988 人 (3 か所)	38,340 人 (3 か所)	37,680 人 (3 か所)	37,056 人 (3 か所)
②-①	0	0	0	0	0

【実施方針】

3つの児童館を中心に、ひろば事業等を実施します。

病児・病後児保育事業

【事業の内容】

子どもが病期中（病気回復期も含む）にあるため、集団保育を受けることができず、保護者も仕事などの理由により家庭で育児ができないとき、子どもを一時的に預かり、保護者に代わって看護師・保育士などが看護・保育します。

【量の見込みと確保方策】

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	100 人	120 人	140 人	160 人	180 人
②確保方策	100 人	120 人	140 人	160 人	180 人
②-①	0	0	0	0	0

【実施方針】

市において、病児・病後児保育施設 1 か所（4 床）を整備し、事業を実施します。

放課後児童健全育成事業（アフタースクール）

【事業の内容】

放課後に保育を受けられない児童に対し、遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

【量の見込みと確保方策】

①低学年

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	244 人	248 人	241 人	235 人	232 人
②確保方策	244 人	248 人	241 人	235 人	232 人
②－①	0	0	0	0	0

②高学年

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	91 人	89 人	88 人	88 人	89 人
②確保方策	91 人	89 人	88 人	88 人	89 人
②－①	0	0	0	0	0

【実施方針】

市内全ての小学校区（9か所）において実施します。利用者のニーズにあわせ、開所時間の延長等を検討します。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業の内容】

保護者が病気や冠婚葬祭などの事由により、家庭で子どもを一時的に養育することができなくなった場合に、児童養護施設等で養育します。

【量の見込みと確保方策】

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	67 人	66 人	66 人	65 人	64 人
②確保方策	67 人	66 人	66 人	65 人	64 人
②－①	0	0	0	0	0

【実施方針】

市外9か所の施設に委託して実施します。

一時預かり事業（幼稚園型）

【事業の内容】

幼稚園在園児について、保護者が疾病や冠婚葬祭等の事由により家庭での保育が困難な場合に、通常の利用時間の前後や長期休暇中に保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

① 1号認定こども対象

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②-①	0	0	0	0	0

② 2号認定こども対象

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10,124 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	2,500 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①	△7,624	0	0	0	0

【実施方針】

1号認定子どもについては、幼稚園で一時預かり事業を実施しニーズに対応します。
2号認定（教育ニーズ）子どもについては、認定こども園を利用いただくこととなりますので、認定こども園の増加に伴いニーズは解消されます。

一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業の内容】

在園児以外の子どもについて、保護者のパート就労、傷病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合などに、保育所等において児童を一時的に保育します。

【量の見込みと確保方策】

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,431 人	1,431 人	1,431 人	1,431 人	1,431 人
②確保方策	1,431 人	1,431 人	1,431 人	1,431 人	1,431 人
②-①	0	0	0	0	0

【実施方針】

各保育所、認定こども園の協力のもと、事業を実施します。

利用者支援事業

【事業の内容】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や、地域子育て支援事業などの中から、必要な支援を選択し円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点や行政窓口などの場所で、情報提供や相談・援助などを行います。

【量の見込みと確保方策】

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【実施方針】

教育・保育施設や子育て支援事業の利用について相談できる総合窓口を市役所内に設置します。児童館など、子育て支援施設での実施についても検討します。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業の内容】

育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合えるよう、コーディネートを実施します。

【量の見込みと確保方策】

①低学年

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	267 人	264 人	262 人	260 人	255 人
②確保方策	267 人	264 人	262 人	260 人	255 人
②－①	0	0	0	0	0

②高学年

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	801 人	790 人	784 人	778 人	766 人
②確保方策	801 人	790 人	784 人	778 人	766 人
②－①	0	0	0	0	0

【実施方針】

引き続き、市において事業を実施します。

協力会員数が依頼会員数よりも大幅に少ないことから、利用者のニーズに対応できるよう、協力会員の増加に努めます。

乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談、子育て情報の提供等を行います。

【量の見込みと確保方策】

年 度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		355人	349人	343人	337人	332人
②確保方策	実施機関	市(子育て支援課・保健センター)				
	実施体制	保健師等				

養育支援訪問事業

【実施内容】

児童の養育について支援が必要な家庭に、保健師や家庭児童相談員等の訪問支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

【量の見込みと確保方策】

年 度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		61人	61人	61人	61人	61人
②確保方策	実施機関	市(子育て支援課)				
	実施体制	保健師、家庭児童相談員等				

妊婦健康診査事業

【事業の内容】

医療機関で実施される妊婦健診にかかる費用のうち、14回分までを助成します。

【量の見込みと確保方策】

年 度		平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	平 成 31 年度
①量の見込み		575 人 4,989 回	566 人 4,904 回	556 人 4,820 回	546 人 4,736 回	538 人 4,665 回
②確保方策	実施場所	医療機関				
	実施体制	血液検査、超音波検査、子宮頸がん検診等				
	実施時期	通年実施				

第6章 計画の推進のために

1. 推進体制の確立

本計画の推進には、行政だけでなく、さまざまな分野の機関・団体等との連携が不可欠です。保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、関係行政機関、各種団体等との連携・協働により、取り組んでいきます。

市においては、本計画を全庁的な取組として総合的、計画的に推進するため、庁内関係部局間の連携を強化します。各事業の実施にあたっては、関係部局が情報を共有するとともに、改善すべき課題等を共有認識することで、事業の実効性の向上を図ります。

また、国・県や近隣市町と連携・協力を図るとともに、子育て支援が円滑に提供されるよう、必要な働きかけを行います。

2. 情報提供・周知

本計画の推進にあたっては、「子育て支援に関する情報が、必要とする人のもとに適切に行き届くこと」が重要となります。

市では、子育て支援に関する情報及び利用方法などを、広報かとうや市ホームページを活用して発信し、周知に努めてきました。

今後も、本計画の内容や、市内の施設・サービス等の子育て支援情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等を通じて周知・啓発していきます。

3. 評価・検証

本計画の実現のためには、各事業の実施状況や、「教育・保育事業」及び「地域子育て支援事業」の需要（量の見込み）と供給（確保方策）のバランスについて把握しておく必要があります。

そのため、年度ごとに、本計画の進捗状況及び成果を点検・評価し、検証していきます。その結果については、市ホームページ等を通じて公表していきます。

【推進体制のイメージ図】

